

Ⅲ 主 要 施 策 の 現 況

1 長期計画

区 分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
(1) 基 本 構 想 名 称 及 び 副 題 (議 決 年 月 日)	第2次札幌市まちづくり 戦略ビジョン 令和4年10月6日 〔「ビジョン編」の議決〕	—	—	千葉市基本構想 人とまち いきいきと幸せに 輝く都市 (平成11年12月15日)	川崎市基本構想 (平成27年12月15日)	横浜市基本構想 (長期ビジョン) (平成18年6月23日)	相模原市 総合計画基本構想 (令和元年6月28日)	新潟市総合計画 (新潟市総合計画2030) (令和4年12月23日)	静岡市基本構想 (第4次静岡市総合計画) (令和4年12月16日)	浜松市総合計画 基本構想 (浜松市未来ビジョン) (平成26年12月12日)
(2) 基 本 計 画 名 称 (副 題)	同上 ※戦略ビジョンは「ビジョン 編」と「戦略編」で構成して いる。	仙台市基本計画	さいたま市総合振興 計画基本計画 (令和2年11月26日 議決) (2030さいたま輝く未 来と希望(ゆめ)のまち プラン)	千葉市基本計画	川崎市基本計画	横浜市中期計画2022～2025	相模原市 総合計画基本計画	新潟市基本計画 (新潟市総合計画2030)	静岡市基本計画 (第4次静岡市総合計画)	浜松市総合計画 基本計画
策 定 時 期	令和5年10月 (「戦略編」策定により全体が 完成)	令和3年3月	令和3年3月	令和4年9月	平成27年12月15日(議決)	令和4(2022)年12月	令和2年3月	令和4年12月	令和4年12月16日	平成26年12月
目 標 年 次	計画期間:令和4～13年度	令和12年度(2030年度)	令和12(2030)年度	計画期間:令和5(2023)～ 14(2032)年度	平成28年度から概ね10年 程度	令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和12年度(2030年度)	令和12年度 (計画期間:令和5～12 年度)	令和6年度 (計画期間:平成27～令 和6年度)
改 定 予 定	—	—	令和7年度中に中間見 直し予定	—	—	あり	令和9(2027)年度	令和8年度(2026年度) に実施計画を中間見直 し予定	前期4年間、後期4年間 の実施計画を毎年度改 定	令和6年度中に次期基 本計画を策定予定

区 分	名古屋市	京都市	大阪市	堺 市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
(1) 基 本 構 想 名 称 及 び 副 題 (議 決 年 月 日)	名古屋市基本構想 (昭和52年12月20日)	京都市基本構想 (平成11年12月17日)	大阪市基本構想 (平成17年3月29日)	—	新・神戸市基本構想 (平成5年9月20日)	岡山市第六次総合計画 長期構想 (平成28年3月22日)	広島市基本構想 (令和2年6月25日)	北九州市基本構想 北九州市・新ビジョン (令和6年3月8日)	福岡市基本構想 (平成24年12月21日)	熊本市第8次総合計画 基本構想 (令和6年3月22日)
(2) 基 本 計 画 名 称 (副 題)	名古屋市総合計画2028 (副 題)	はばたけ未来へ！ 京プラン2025 (京都市基本計画)	—	堺市基本計画2025	第5次神戸市基本計画 (神戸づくりの指針)	岡山市第六次総合計画 後期中期計画	第6次広島市基本計画	北九州市基本計画 北九州市・新ビジョン ※「北九州市・新ビジョン」は、基本 構想及び基本計画で構成してい る。	第9次福岡市基本計画	熊本市第8次総合計画 基本計画
策 定 時 期	令和6年10月2日	令和3年3月26日	—	令和3年3月26日	平成23年2月8日	令和3年6月23日	令和2年6月25日	令和6年3月8日 (議決)	平成24年12月21日 (議決)	令和6年3月22日 (議決)
目 標 年 次	令和10年度(2028年度) ※計画には、計画期間を超える令和22 年頃を見据えた基本方針、めざす都市 像もあわせて盛り込んでいる。 ※策定は10月2日となっているが、計画 期間の開始は遡って令和6年4月1日か らとしている。	令和7年(2025年)	—	令和7年度(2025年度)	令和7年度(2025年度)	令和7年度(2025年)	目標年次は設定してい ない。 (参考)計画期間 令和2年度(2020年度)か ら令和12年度(2030年度)	令和22年(2040年)	2024年度(令和6年度)	令和13年度(2031年度)
改 定 予 定	—	令和7年中(※基本構想 を含め、総合計画の在り 方を検討中)	—	令和7年度中に次期基本計 画を策定予定	令和7年度中に次期「基本 計画」を策定予定	令和7年度中に次期「基 本計画」を策定予定	令和12年度(2030年度)	社会経済情勢や市民 ニーズの変化、計画の 進捗状況などに応じ て、概ね5年ごとに内容 を検証し、適宜、計画 の見直しを行う。	—	計画期間の中間年であ る令和9年度に見直しを 実施予定。

2 姉妹友好都市提携(海外)

区 分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	○ポートランド市 (アメリカ合衆国) (昭和34年11月17日) ○ミュンヘン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和47年8月28日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和55年11月18日) ○ノボシビルスク市 (ロシア連邦) (平成2年6月13日) ○大田広域市 (大韓民国) (平成22年10月22日)	○リバサイド市 (アメリカ合衆国) (昭和32年3月9日) ○レンヌ市 (フランス共和国) (昭和42年9月6日) ○シンスク市 (ベラルーシ共和国) (昭和48年4月6日) ○アマポリ市 (メキシコ合衆国) (昭和48年10月23日) ○長春市 (中華人民共和国) (昭和55年10月27日) ○ダラス市 (アメリカ合衆国) (平成9年8月29日) ○光州広域市 (大韓民国) (平成14年4月20日)	1 姉妹都市 ○トルーカ市 (メキシコ合衆国) (昭和54年10月2日) ○ハミルトン市 (ニュージーランド) (昭和59年5月14日) ○リッチモンド市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日) ○ケンソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日) ○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日) 2 友好都市 ○鄭州市 (中華人民共和国) (昭和56年10月12日) ○ナナイモ市 (カナダ) (平成8年9月25日)	○アスンシオン市 (パラグアイ共和国) (昭和45年1月1日) ○ノースバンクーバー市 (カナダ) (昭和45年1月1日) ○ヒューストン市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日) ○ケンソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日) ○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日) ○モントルー市 (スイス連邦) (平成8年5月28日) ○蘇州市呉江区 (中華人民共和国) (平成8年10月10日)	○リエカ市 (クロアチア共和国) (昭和52年6月23日) ○ボルチモア市 (アメリカ合衆国) (昭和54年6月14日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和56年8月18日) ○ウーロンゴン市 (オーストラリア連邦) (昭和63年5月18日) ○シェフィールド市 (英国) (平成2年7月30日) ○ザルツブルク市 (オーストリア共和国) (平成4年4月17日) ○リュウベック市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月12日) ○富川市 (大韓民国) (平成8年10月21日)	○サンディエゴ市 (アメリカ合衆国) (1957年10月29日締結) ○リヨン市 (フランス共和国) (1959年4月7日締結) ○ムンバイ市 (インド共和国) (1965年6月26日締結) ○オデーサ市 (ウクライナ) (1965年7月1日締結) ○バンクーバー市 (カナダ) (1965年7月1日締結) ○マニラ市 (フィリピン共和国) (1965年7月1日締結) ○上海市 (中華人民共和国) (1973年11月30日締結) ○コンスタンツァ市 (ルーマニア) (1977年10月12日締結)	○無錫市 (中華人民共和国) (昭和60年10月6日) ○トロント市 (カナダ) (平成3年5月31日) (旧スカボロー市) 1 姉妹都市 ○ガルベストン市 (アメリカ合衆国) (昭和40年1月28日) ○ハバロフスク市 (ロシア連邦) (昭和40年4月23日) ○ウラジオストク市 (ロシア連邦) (平成3年2月28日) ○ピロビジャン市 (ロシア連邦) (平成17年3月21日) ○ナント市 (フランス共和国) (平成21年1月31日) 2 友好都市 ○ハルビン市 (中華人民共和国) (昭和54年12月17日) 3 交流協定都市 ○ウルサン広域市 (大韓民国) (平成18年9月21日)	1 姉妹都市 ○ストックトン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年10月16日) ○オマハ市 (アメリカ合衆国) (昭和40年4月1日) ○シェールビル市 (アメリカ合衆国) (平成元年11月3日) ○カンヌ市 (フランス共和国) (平成3年11月5日) 友好都市 ○アフェ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成17年4月12日)	姉妹都市 ○キヤマス市 (アメリカ合衆国) (昭和56年9月29日) ○ボータール市 (アメリカ合衆国) (昭和56年10月2日) ○シェヘリス市 (アメリカ合衆国) (平成2年10月22日) ○ロチェスター市 (アメリカ合衆国) (平成18年10月12日) 友好都市等 ○ワルシャワ市 (ポーランド共和国) (平成2年10月22日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (平成22年8月28日) ○杭州市 (中華人民共和国) (平成24年4月6日) ○台北市 (台湾) (平成25年7月31日)	

区 分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
提 携 都 市 名 (国 名) (提 携 年 月 日)	1 姉妹都市 ○ロサンゼルス市 (アメリカ合衆国) (昭和34年4月1日) ○メキシコ市 (メキシコ合衆国) (昭和53年2月16日) ○ドニー市 (オーストラリア連邦) (昭和55年9月16日) ○トリ市 (イタリア共和国) (平成17年5月27日) ○ランス市 (フランス共和国) (平成29年10月20日) 2 友好都市 ○南京市 (中華人民共和国) (昭和53年12月21日) 3 パートナー都市 ○台中市 (台湾) (令和元年10月25日) ○タシケント市 (ウズベキスタン共和国) (令和元年12月18日)	1 姉妹都市 ○サンパウロ市 (ブラジル) (昭和33年6月15日) ○ボストン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月24日) ○ケルン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和38年5月29日) ○フィレンツェ市 (イタリア共和国) (昭和40年9月22日) ○キエーウ市 (ウクライナ) (昭和46年9月7日) ○西安市 (中華人民共和国) (昭和49年5月10日) ○グアダハラ市 (メキシコ合衆国) (昭和55年10月20日) ○ザグレブ市 (クロアチア共和国) (昭和56年10月22日) ○ブラハ市 (チェコ共和国) (平成8年4月15日) 2 パートナーシティ ○晋州市 (大韓民国) (平成11年4月27日) ○コヤ市 (トルコ共和国) (平成21年12月12日) ○青島市 (中華人民共和国) (平成24年8月26日) ○アフェ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成25年2月20日) ○イスタンブール市 (トルコ共和国) (平成25年6月14日) ○ビエンチャン特別市 (ラオス人民民主共和国) (平成27年11月3日)	1 姉妹都市 ○パリ市 (フランス共和国) (昭和44年10月27日) ○シカゴ市 (アメリカ) (昭和48年11月9日) ○上海 (中国) (昭和49年4月18日) ○メルボルン (オーストラリア) (昭和53年4月24日) ○サンクト・ペテルブルグ (ロシア) (昭和54年8月16日) ○ミラノ (イタリア) (昭和56年6月8日) ○ハンブルク (ドイツ) (平成元年5月11日) 2 友好協力都市 ○ブエノスアイレス (アルゼンチン) (平成10年6月1日) ○ブダペスト (ハンガリー) (平成10年9月8日) ○釜山広域市 (韓国) (平成20年5月21日)	1 姉妹都市 ○バーレーン市 (アラビヤ合衆国) (昭和42年11月3日) ○ウエルストン市 (ニュージーランド) (平成6年2月4日) 2 友好都市 ○雲雲港市 (中華人民共和国) (昭和58年12月3日) ○ダナン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成31年2月23日)	1 姉妹都市 ○シエラレオ市 (アラビヤ合衆国) (昭和32年10月21日) ○マルセイユ市 (フランス共和国) (昭和36年7月2日) ○リオ・デ・ジャネイロ市 (ブラジル連邦共和国) (昭和44年5月19日) ○リガ市 (ラトビア共和国) (昭和49年6月18日) ○ブリスベン市 (オーストラリア連邦) (昭和60年7月16日) ○バルセロナ市 (スペイン王国) (平成5年4月6日) ○仁川広域市 (アメリカ合衆国) (平成17年7月27日) ○グアム準州 (アメリカ合衆国) (平成22年8月31日)	1 姉妹都市 ○サンホセ市 (コスタリカ共和国) (昭和44年1月27日) ○ブルゴリア市 (ブルガリア共和国) (昭和47年5月12日) ○洛陽市 (中華人民共和国) (昭和56年4月6日) ○富川市 (大韓民国) (平成14年2月26日) ○新竹市 (台湾) (平成15年4月21日) ○ウマティインディアン 居留区部族連合 (アメリカ合衆国) (平成22年4月6日) 2 友好都市 ○天津市 (中華人民共和国) (昭和48年6月24日) 3 親善協力都市 ○フィデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)	1 姉妹都市 ○ホノルル市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月15日) ○ボルゴラード市 (ロシア連邦) (昭和47年9月28日) ○ハーノバー市 (ドイツ連邦共和国) (昭和58年6月27日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成9年5月2日) ○モントリオール市 (カナダ) (平成10年6月4日) 2 友好都市 ○重慶市 (中華人民共和国) (昭和61年10月23日) ○プノンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日)	○タコマ市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月8日) ○ノーフォーク市 (アメリカ合衆国) (昭和34年7月14日) ○大連市 (中華人民共和国) (昭和54年5月1日) ○仁川広域市 (大韓民国) (昭和63年12月20日) ○ハイフォン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成26年4月18日) ○プノンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日)	○オークランド市 (アメリカ合衆国) (昭和37年10月13日) ○広州市 (中華人民共和国) (昭和54年5月2日) ○ボルドー市 (フランス共和国) (昭和57年11月8日) ○オークランド市 (ニュージーランド) (昭和61年6月24日) ○イポー市 (マレーシア) (平成元年3月21日) ○釜山広域市 (大韓民国) (行政交流都市) (平成元年10月24日) 姉妹都市 (平成19年2月2日) ○トランク市 (アメリカ合衆国) (平成5年7月20日) 姉妹都市 (平成17年2月8日) ○ヤンゴン市 (ミャンマー連邦共和国) (平成28年12月7日)	○桂林市 (中華人民共和国) (昭和54年10月1日) ○サンアントニオ市 (アメリカ合衆国) (昭和62年12月28日) ○ハイドルベルク市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月19日) ○ローム市 (アメリカ合衆国) (平成7年5月29日) ○蔚山広域市 (大韓民国) (平成22年4月26日) ○エクサン・プロヴァンス市 (フランス共和国) (平成25年2月16日) ○蘇州国家高新区 (中華人民共和国) (平成25年5月22日) ○高雄市 (台湾) (平成29年1月11日)

3 市税収納状況(令和5年度決算)

区分	固定総額	収入 済 額	徴収率		個人市民税徴収率				法人市民税徴収率			
			現年	滞納 計	現年	滞納 計	現年	滞納 計	現年	滞納 計	現年	滞納 計
単位	千円	千円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	356,989,856	353,772,974	99.4	41.2	99.1	99.2	44.8	98.5	99.7	27.4	99.1	
仙台市	232,137,178	229,301,308	99.5	41.6	98.8	99.0	40.1	97.9	99.8	21.7	99.3	
さいたま市	295,007,216	290,530,147	99.5	32.4	98.5	99.2	28.9	97.6	99.9	27.0	99.5	
千葉市	212,508,179	207,965,406	99.3	30.8	97.9	99.0	28.2	96.9	99.7	30.2	99.1	
川崎市												
川崎市	389,792,648	387,895,754	99.7	58.2	99.5	99.5	55.1	99.2	99.9	53.4	99.8	
横浜市	892,000,035	886,303,551	99.6	48.7	99.4	99.4	46.4	99.0	99.8	43.4	99.7	
相模原市	140,238,219	137,544,492	99.3	33.2	98.1	98.9	32.6	97.0	99.1	46.7	98.6	
新潟市	139,106,256	135,601,082	99.2	22.0	97.5	99.0	28.1	97.4	99.9	6.1	98.4	
静岡市	143,065,724	141,996,245	99.6	49.1	99.3	99.4	47.2	98.8	100.4	20.4	100.0	
浜松市	154,193,454	152,373,340	99.6	37.5	98.8	99.3	37.8	98.2	100.2	36.1	99.9	
名古屋市	621,476,998	617,466,086	99.7	43.2	99.4	99.4	39.0	98.7	99.8	35.2	99.6	
京都市	322,995,067	320,060,232	99.6	39.8	99.1	99.4	39.0	98.5	99.8	18.8	99.4	
大阪市	814,635,524	804,353,305	99.5	32.6	98.7	98.8	30.5	96.9	99.8	24.6	99.3	
堺市	159,000,362	157,008,105	99.4	43.2	98.7	99.1	40.3	98.1	99.8	26.8	99.2	
神戸市	325,022,096	321,122,432	99.5	42.0	98.8	99.2	40.6	98.1	99.9	31.1	99.7	
岡山市	138,302,985	135,626,343	99.4	27.7	98.1	99.1	27.3	97.1	99.7	14.2	98.4	
広島市	249,825,104	246,715,613	99.6	36.7	98.8	99.2	36.3	97.9	100.1	20.9	99.5	
北九州市	184,093,447	181,081,993	99.2	38.2	98.4	98.9	38.0	97.6	99.6	29.4	99.2	
福岡市	374,578,343	369,936,718	99.5	36.2	98.8	99.0	35.0	97.6	100.3	15.0	99.4	
熊本市	129,926,359	128,068,501	99.3	47.1	98.6	99.0	43.6	98.0	99.6	38.8	99.0	
各市注釈												

4 法人市民税超過課税

区分	地価割 令和5年度 決算額	税率	実 施 年 月 日	法人税割		実 施 年 月 日
				令和5年度 決算額	税率	
単位	千円	%		千円	%	
札幌市	-	-	-	3,621,241	8.2% ただし資本金額または出資金額が1億円以下で、課税標準額が1千万円以下の法人については、税率6.0% ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.2%を11.9%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和52年2月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
仙台市	-	-	-	3,865,276	8.4% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税割が1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は16.0%(標準税率) ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.4%を12.1%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和49年5月1日 (現行税率は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から)
さいたま市	-	-	-	3,675,229	①12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税割が1千万円以下の法人については17.7% ②8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税割が1千万円以下の法人については6.0%	平成15年4月1日(14.7%、12.3%) ①平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用 ②令和元年10月1日以後に開始する事業年度からの適用
千葉市	-	-	-	1,801,497	・資本金等の額が5億円以上の法人…8.4% ・資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% ・資本金等の額が1億円以下の法人、資本金もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)、人格のない社団等…6.0%	平成26年9月30日まで(14.7%、11.9%、12.3%) 平成26年10月1日～令和元年9月30日(12.1%、10.9%、9.7%) 令和元年10月1日より(現行税率)
川崎市	-	-	-	2,784,415	資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、資本金又は出資を有しない法人及び人格のない社団等…6.0% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人…8.4%	超過課税は昭和50年9月1日以後に終了する事業年度から実施 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度からの適用)
横浜市	1,125,544	法人市民税均等割額の9%	平成21年4月1日	6,569,119	資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人…6.0%	昭和49年9月1日
相模原市	-	標準税率で課税	-	367,005	資本金等の額が10億円以上(相互会社を含む)の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人…6%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から
新潟市	-	-	-	1,681,065	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については17.2%	昭和49年5月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
静岡市	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	11,657,072	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人若しくは資本金もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等のうち、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下である法人については16.0%	超過課税の実施時期は昭和50年9月1日以後終了する事業年度から
京都市	-	-	-	6,419,362	8.2% ただし、中小法人(次に掲げる法人(人格のない社団等を含む。)をい、法人課税信託の受託法人を除く。)にあっては、6.0% ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 ・ 資本金等の額が3億円以下である法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(他の市町村に事業所等を有する法人にあっては、関係市町村に分割する前の額)が1,600万円以下であるもの ※ 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を14.5%に、6.0%を12.3%に読み替え ※ 平成26年10月1日以後令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を11.9%に、6.0%を9.7%に読み替え ※ 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割 8.2% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本金もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く、人格のない社団等を含む。)で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年2千万円以下であるものは、6.0%	昭和51年4月1日から令和8年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 超過課税は昭和51年4月1日～平成3年3月31日又は平成4年4月1日以後は+2.2%(創限税率)、平成3年4月1日以後は+2.2%
大阪市	-	-	-	23,692,437	8.2% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本金もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く、人格のない社団等を含む。)で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については17.2%	昭和51年4月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
堺市	-	-	-	1,776,442	8.4% ただし、資本金等の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については17.2%	昭和49年6月1日以後終了する事業年度分から(現行税率は令和元年10月1日以後開始する事業年度分から)
神戸市	-	標準税率:平成10年4月1日より	超過課税実施時期:昭和26年度分～平成9年度分	4,801,660	8.4% 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年額1,600万円以下(22以上の市町村に事業所等を有する法人は分割前の金額)で、かつ、次のいずれかに該当する法人は16.0% (1)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2)資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (3)人格のない社団等 なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、8.4%を14.7%に、6.0%を12.3%にそれぞれ置き換える。 また、平成26年10月1日以後かつ令和元年9月30日以前に開始する事業年度分については8.4%を12.1%に、6.0%を9.7%にそれぞれ置き換える。	当初実施:昭和49年11月1日以降に終了する事業年度より 現行実施:平成10年4月1日
岡山市	-	標準税率で課税	-	2,016,173	8.4%	昭和56年8月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度からの実施)
広島市	-	-	-	3,533,699	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人又は資本金もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く、市税条例第23条第3項の規定によって法人とみなされるものを含む。)、で、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,000万円以下であるものについては6.0%	令和元年10月1日以後開始する事業年度から実施
北九州市	592,040	60,000～3,600,000円	昭和51年10月1日	1,192,116	8.2% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0%	昭和51年10月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
福岡市	1,153,356	資本金等の額が1,000万円を超える法人…制限税率	昭和51年4月1日以後に終了する事業年度分から実施(現行税率は、平成6年4月1日以後に終了する事業年度から適用)	7,115,710	資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 8.4% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 7.6%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
熊本市	499,087	制限税率で課税	昭和53年4月1日以後に終了する事業年度分から実施(現行税率は、平成6年4月1日以後に終了するものから)	1,588,637	8.4%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(現行税率は、令和元年10月1日以降に開始するものから)
各市注釈	種別等:毎年課税分の標準、令和5年度分:地方財政状況調査、市町村別の徴収実績(調査票2表)の欄目に掲げる。			種別等:1年毎割に属し		

5 交通事故件数(令和5年中)

区分	件数		
		死亡	負傷者
単位	件	人	人
札幌市	4,592	27	5,256
仙台市	2,016	11	2,439
さいたま市	3,180	8	3,658
千葉市	2,124	18	2,436
川崎市	2,753	22	3,104
横浜市	7,703	40	8,909
相模原市	1,992	7	2,314
新潟市	1,191	12	1,338
静岡市	3,470	9	4,201
浜松市	4,999	10	6,330
名古屋市	8,143	34	9,522
京都市	2,419	27	2,709
大阪市	8,199	40	9,392
堺市	2,613	13	3,011
神戸市	4,327	20	5,063
岡山市	2,373	14	2,669
広島市	2,109	17	2,440
北九州市	3,910	16	5,097
福岡市	6,005	25	7,230
熊本市	1,733	11	2,052
各市注釈			

(注)
・数値は、人身事故件数のみ。

6 清掃施設等

区分	(1) 焼却施設		(2) 一般廃棄物収集・搬入量																			
	所	t	t	t	内 訳		収 集 ・ 搬 入 方 法						処 理									
					家庭ごみ	事業ごみ	直営		委託		許可・自己搬入		焼却		資源化		埋立					
単位																						
札幌市	3	2,100	554,845	366,896	187,949	103,895	18.7	263,001	47.4	187,949	33.9	420,693	75.8	111,691	20.1	22,461	4.1					
仙台市	3	1,800	342,301	220,998	121,303	940	0.3	219,988	64.3	121,373	35.4	296,380	86.6	42,687	12.5	3,234	0.9					
さいたま市	4	1,430	387,312	289,645	97,667	41,797	10.8	229,361	59.2	107,255	27.7	339,805	87.7	58,193	15.0	12,681	3.3					
千葉市	2	1,005	328,021	197,571	130,450	4,433	1.4	193,138	58.9	130,450	39.8	226,035	68.9	100,519	30.6	1,467	0.4					
川崎市	3	1,950	376,222	285,218	91,004	207,883	55.3	76,312	20.3	92,027	24.5	326,121	78.3	50,101	12.0	40,512	9.7					
横浜市	4	4,140	927,536	651,009	276,526	528,191	56.9	120,980	13.0	278,365	30.0	820,525	88.5	104,402	11.3	2,609	0.3					
相模原市	2	975	206,394	156,574	49,820	50,806	24.6	96,181	46.6	59,407	28.8	169,725	82.2	36,669	17.8	-	-					
新潟市	4	970	245,862	170,629	75,233	5,065	2.1	152,972	62.2	87,825	35.7	175,959	71.6	42,522	17.3	27,381	11.1					
静岡市	2	1,100	194,480	133,451	61,029	4,078	2.1	118,023	60.7	72,379	37.2	190,914	98.2	34,374	17.7	8,807	4.5					
※ 浜松市	2	945	215,562	143,810	71,752	4,165	1.9	137,798	63.9	73,600	34.1	208,331	83.0	31,381	12.5	11,393	4.5					
名古屋市	5	2,720	612,706	436,972	175,734	230,007	37.5	206,551	33.7	176,148	28.7	549,597	89.7	60,897	9.9	2,211	0.4					
京都市	3	1,600	371,957	193,389	178,568	54,409	14.6	138,980	37.4	178,568	48.0	337,618	90.8	27,894	7.5	1,136	0.3					
※ 大阪市	6	3,800	929,649	374,730	554,919	304,824	32.8%	69,906	7.5%	554,919	59.7%	874,049	94.0%	55,600	6.0%	-	-					
堺市	3	1,060	237,432	163,003	74,429	2,236	0.9	164,213	69.2	70,982	29.9	230,739	95.6	10,717	4.4	20	0.0					
神戸市	3	2,100	449,677	268,873	180,804	215,915	48.0	53,632	11.9	180,129	40.1	417,830	91.2	25,951	5.7	14,407	3.1					
岡山市	2	750	204,329	127,008	77,321	48,780	23.9	73,833	36.1	81,716	40.0	185,430	91.3	12,559	6.2	5,011	2.5					
広島市	3	1,100	341,725	204,592	137,133	27,032	7.9	168,871	49.4	145,822	42.7	279,545	81.8	50,384	14.6	12,569	3.6					
北九州市	3	2,130	318,434	162,413	156,021	1,109	0.3	185,807	58.4	131,519	41.3	300,849	84.0	17,487	4.9	39,649	11.1					
※ 福岡市	4	3,060	475,140	287,625	180,564	0	0.0	290,999	62.9	177,190	37.1	431,111	82.2	13,647	2.8	74,845	15.0					
熊本市	2	880	250,336	149,022	101,314	34,965	14.0	110,809	44.3	104,562	41.8	198,212	79.2	47,584	19.0	4,408	1.8					
各市注釈	※ 浜松市:端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。 ※ 大阪市:焼却施設については、大阪広域環境施設組合における基準日時点での稼働施設数及び能力を記載している。端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。 ※ 福岡市:令和6年3月末時点。焼却施設については、福岡市都市圏南部工場を含む施設数、能力を記載している。(収集・搬入量については福岡市発生分のみ計上)		※ 横浜市:端数処理の関係により、一般廃棄物収集・搬入量と収集・搬入方法別の合計が一致しない場合がある。 ※ 相模原市:端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。 ※ 堺市:端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。一般廃棄物収集・搬入量その他に集団回収(15,139)、自主資源化(1,794)、庁内古紙(435)、剪定枝等岡山市:一部事務組合による収集・搬入量を除く。 ※ 広島市:処理の焼却量には、他都市分(773)を含む。		※ さいたま市:収集・搬入方法として、この他「団体資源回収」・「小型家電回収」があるため100%とならない。また、収集した廃棄物を全て同年度中に処理するものではないため、収集・搬入量の合計と処理量の合計は一致しない。 ※ 横浜市:(2)一問目に同じ		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 北九州市:処理の内訳に「破砕」がないこと、焼却量に中間処理残渣を含んでいることから、収集・搬入量の総量と処理合計が相違する。		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 横浜市:(2)一問目に同じ ※ 北九州市:左記に同じ		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 横浜市:(2)一問目に同じ ※ 北九州市:左記に同じ		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 京都市:バイオガス化や焼却灰からの金属回収等のため、収集量とは合致しない。 ※ 広島市:他都市分(773)を含む。 ※ 北九州市:左記に同じ ※ 福岡市:令和6年3月末時点。処理量には中間処理残渣も含まれていることから、収集・搬入量の総計と処理合計が相違する。 ※ 熊本市:添加水等の影響により、収集・搬入量と処理量の合計が一致しない場合がある。		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 京都市:左記に同じ ※ 北九州市:左記に同じ ※ 福岡市:左記に同じ ※ 熊本市:左記に同じ		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 京都市:左記に同じ ※ 北九州市:左記に同じ ※ 福岡市:(2)「処理」焼却に同じ ※ 熊本市:左記に同じ		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 京都市:左記に同じ ※ 北九州市:左記に同じ ※ 福岡市:(2)「処理」焼却に同じ ※ 熊本市:左記に同じ		※ さいたま市:左記に同じ。 ※ 京都市:左記に同じ ※ 北九州市:左記に同じ ※ 福岡市:(2)「処理」焼却に同じ ※ 熊本市:左記に同じ	

7 保育所・認定こども園

区分	(1) 保育所																				
	ア 保育所数（入所定員）					イ 入所児童数（入所率）					3歳未満児				3歳以上児						
	市立保育所数	入所定員	私立保育所数	入所定員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
単位	所	(人)	所	人	人	人	(%)	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%		
札幌市	180	(13,337)	20	2,070	160	11,267	11,757	(88.2)	※	5,561	※	...	4,922	※	15	7,387	※	...	6,835	※	18.1
仙台市	142	(11,843)	32	3,099	110	8,744	11,471	(98.4)	※	8,448	※	...	4,648	※	55.0	12,376	※	...	6,768	※	54.7
さいたま市	※	327	(27,080)	59	6,343	268	20,737	25,896	※	(95.6)	10,820	※	96.2	10,463	34.8	16,218	※	102.8	15,433	※	46.6
千葉市	※	227	(16,253)	52	5,820	175	10,433	15,306	(94.2)	7,107	91.1	6,337	35.0	9,006	108.6	8,969	44.9				
川崎市	450	(33,874)	21	2,445	429	31,429	35,515	(104.8)	※	16,675	83.4	15,143	45.9	20,483	97.4	20,372	58.9				
横浜市	869	(66,030)	※	56	5,499	813	60,531	64,134	97.1%	29,636	91.1%	26,546	36.1%	37,610	103.8%	37,373	45.6%				
相模原市	94	(8,356)	22	2,475	72	5,881	7,401	(88.5)	3,364	99.4	2,956	23.0	4,623	108.3	4,445	30.8					
新潟市	127	(10,160)	80	6,165	47	3,995	9,038	(89.0)	※	8,405	...	3,527	25.3	12,330	...	5,511	34.7				
静岡市	50	(4,629)	-	-	50	4,629	4,278	(92.4)	1,899	112.3	1,845	16.0	2,437	102.5	2,433	18.9					
浜松市	57	(5,930)	20	2,230	37	3,700	4,912	(82.8)	1,993	125.9	1,923	12.2	3,003	113.9	2,989	16.5					
名古屋市	451	(39,158)	84	8,212	367	30,946	36,064	※	(92.1)	14,333	109.1	14,333	100.0	21,731	108.2	21,731	100.0				
京都市	209	(19,452)	13	1,020	196	18,432	18,296	(94.1)	※	12,275	-	7,391	31.1	16,225	-	10,905	41.2				
大阪市	479	(55,124)	※	84	8,542	395	45,505	41,747	(75.7)	※	25,559	...	23,250	43.4	32,281	...	32,139	58.3			
堺市	24	(2,315)	0	0	24	2,315	2,169	(93.7)	1,026	103.8	971	6.1	1,205	103.7	1,198	6.8					
神戸市	126	(11,352)	56	5,948	70	5,404	10,734	(94.6)	12,897	...	4,060	15.3	17,593	...	6,674	22.1					
岡山市	89	(10,437)	29	2,665	60	7,772	9,901	(94.9)	4,162	...	3,916	26.0	6,028	...	5,985	36.8					
広島市	182	(21,027)	87	10,640	95	10,387	18,554	(88.2)	7,995	101.8	6,918	28.4	11,653	110.6	11,636	42.4					
北九州市	※	123	(11,874)	17	1,655	106	10,219	10,484	(88.3)	6,998	...	4,472	25.8	9,356	...	6,012	30.5				
福岡市	257	(34,299)	7	1,060	250	33,239	31,865	(95.4)	13,542	...	12,815	94.6	19,236	...	19,050	99.0					
熊本市	94	(7,805)	19	1,805	75	6,900	8,266	(105.9)	8,162	...	3,340	40.9	11,941	...	4,926	41.2					
各市注釈	さいたま市：分 開2園を含む。 北九州市：保 育所型認定こども 園を含む。																				
	千葉市：入所 定員：3歳未満 児・3歳未満児 ・4歳未満児 ・5歳未満児 ・6歳未満児 ・7歳未満児 ・8歳未満児 ・9歳未満児 ・10歳未満児 ・11歳未満児 ・12歳未満児 ・13歳未満児 ・14歳未満児 ・15歳未満児 ・16歳未満児 ・17歳未満児 ・18歳未満児 ・19歳未満児 ・20歳未満児 ・21歳未満児 ・22歳未満児 ・23歳未満児 ・24歳未満児 ・25歳未満児 ・26歳未満児 ・27歳未満児 ・28歳未満児 ・29歳未満児 ・30歳未満児 ・31歳未満児 ・32歳未満児 ・33歳未満児 ・34歳未満児 ・35歳未満児 ・36歳未満児 ・37歳未満児 ・38歳未満児 ・39歳未満児 ・40歳未満児 ・41歳未満児 ・42歳未満児 ・43歳未満児 ・44歳未満児 ・45歳未満児 ・46歳未満児 ・47歳未満児 ・48歳未満児 ・49歳未満児 ・50歳未満児 ・51歳未満児 ・52歳未満児 ・53歳未満児 ・54歳未満児 ・55歳未満児 ・56歳未満児 ・57歳未満児 ・58歳未満児 ・59歳未満児 ・60歳未満児 ・61歳未満児 ・62歳未満児 ・63歳未満児 ・64歳未満児 ・65歳未満児 ・66歳未満児 ・67歳未満児 ・68歳未満児 ・69歳未満児 ・70歳未満児 ・71歳未満児 ・72歳未満児 ・73歳未満児 ・74歳未満児 ・75歳未満児 ・76歳未満児 ・77歳未満児 ・78歳未満児 ・79歳未満児 ・80歳未満児 ・81歳未満児 ・82歳未満児 ・83歳未満児 ・84歳未満児 ・85歳未満児 ・86歳未満児 ・87歳未満児 ・88歳未満児 ・89歳未満児 ・90歳未満児 ・91歳未満児 ・92歳未満児 ・93歳未満児 ・94歳未満児 ・95歳未満児 ・96歳未満児 ・97歳未満児 ・98歳未満児 ・99歳未満児 ・100歳未満児 ・101歳未満児 ・102歳未満児 ・103歳未満児 ・104歳未満児 ・105歳未満児 ・106歳未満児 ・107歳未満児 ・108歳未満児 ・109歳未満児 ・110歳未満児 ・111歳未満児 ・112歳未満児 ・113歳未満児 ・114歳未満児 ・115歳未満児 ・116歳未満児 ・117歳未満児 ・118歳未満児 ・119歳未満児 ・120歳未満児 ・121歳未満児 ・122歳未満児 ・123歳未満児 ・124歳未満児 ・125歳未満児 ・126歳未満児 ・127歳未満児 ・128歳未満児 ・129歳未満児 ・130歳未満児 ・131歳未満児 ・132歳未満児 ・133歳未満児 ・134歳未満児 ・135歳未満児 ・136歳未満児 ・137歳未満児 ・138歳未満児 ・139歳未満児 ・140歳未満児 ・141歳未満児 ・142歳未満児 ・143歳未満児 ・144歳未満児 ・145歳未満児 ・146歳未満児 ・147歳未満児 ・148歳未満児 ・149歳未満児 ・150歳未満児 ・151歳未満児 ・152歳未満児 ・153歳未満児 ・154歳未満児 ・155歳未満児 ・156歳未満児 ・157歳未満児 ・158歳未満児 ・159歳未満児 ・160歳未満児 ・161歳未満児 ・162歳未満児 ・163歳未満児 ・164歳未満児 ・165歳未満児 ・166歳未満児 ・167歳未満児 ・168歳未満児 ・169歳未満児 ・170歳未満児 ・171歳未満児 ・172歳未満児 ・173歳未満児 ・174歳未満児 ・175歳未満児 ・176歳未満児 ・177歳未満児 ・178歳未満児 ・179歳未満児 ・180歳未満児 ・181歳未満児 ・182歳未満児 ・183歳未満児 ・184歳未満児 ・185歳未満児 ・186歳未満児 ・187歳未満児 ・188歳未満児 ・189歳未満児 ・190歳未満児 ・191歳未満児 ・192歳未満児 ・193歳未満児 ・194歳未満児 ・195歳未満児 ・196歳未満児 ・197歳未満児 ・198歳未満児 ・199歳未満児 ・200歳未満児 ・201歳未満児 ・202歳未満児 ・203歳未満児 ・204歳未満児 ・205歳未満児 ・206歳未満児 ・207歳未満児 ・208歳未満児 ・209歳未満児 ・210歳未満児 ・211歳未満児 ・212歳未満児 ・213歳未満児 ・214歳未満児 ・215歳未満児 ・216歳未満児 ・217歳未満児 ・218歳未満児 ・219歳未満児 ・220歳未満児 ・221歳未満児 ・222歳未満児 ・223歳未満児 ・224歳未満児 ・225歳未満児 ・226歳未満児 ・227歳未満児 ・228歳未満児 ・229歳未満児 ・230歳未満児 ・231歳未満児 ・232歳未満児 ・233歳未満児 ・234歳未満児 ・235歳未満児 ・236歳未満児 ・237歳未満児 ・238歳未満児 ・239歳未満児 ・240歳未満児 ・241歳未満児 ・242歳未満児 ・243歳未満児 ・244歳未満児 ・245歳未満児 ・246歳未満児 ・247歳未満児 ・248歳未満児 ・249歳未満児 ・250歳未満児 ・251歳未満児 ・252歳未満児 ・253歳未満児 ・254歳未満児 ・255歳未満児 ・256歳未満児 ・257歳未満児 ・258歳未満児 ・259歳未満児 ・260歳未満児 ・261歳未満児 ・262歳未満児 ・263歳未満児 ・264歳未満児 ・265歳未満児 ・266歳未満児 ・267歳未満児 ・268歳未満児 ・269歳未満児 ・270歳未満児 ・271歳未満児 ・272歳未満児 ・273歳未満児 ・274歳未満児 ・275歳未満児 ・276歳未満児 ・277歳未満児 ・278歳未満児 ・279歳未満児 ・280歳未満児 ・281歳未満児 ・282歳未満児 ・283歳未満児 ・284歳未満児 ・285歳未満児 ・286歳未満児 ・287歳未満児 ・288歳未満児 ・289歳未満児 ・290歳未満児 ・291歳未満児 ・292歳未満児 ・293歳未満児 ・294歳未満児 ・295歳未満児 ・296歳未満児 ・297歳未満児 ・298歳未満児 ・299歳未満児 ・300歳未満児 ・301歳未満児 ・302歳未満児 ・303歳未満児 ・304歳未満児 ・305歳未満児 ・306歳未満児 ・307歳未満児 ・308歳未満児 ・309歳未満児 ・310歳未満児 ・311歳未満児 ・312歳未満児 ・313歳未満児 ・314歳未満児 ・315歳未満児 ・316歳未満児 ・317歳未満児 ・318歳未満児 ・319歳未満児 ・320歳未満児 ・321歳未満児 ・322歳未満児 ・323歳未満児 ・324歳未満児 ・325歳未満児 ・326歳未満児 ・327歳未満児 ・328歳未満児 ・329歳未満児 ・330歳未満児 ・331歳未満児 ・332歳未満児 ・333歳未満児 ・334歳未満児 ・335歳未満児 ・336歳未満児 ・337歳未満児 ・338歳未満児 ・339歳未満児 ・340歳未満児 ・341歳未満児 ・342歳未満児 ・343歳未満児 ・344歳未満児 ・345歳未満児 ・346歳未満児 ・347歳未満児 ・348歳未満児 ・349歳未満児 ・350歳未満児 ・351歳未満児 ・352歳未満児 ・353歳未満児 ・354歳未満児 ・355歳未満児 ・356歳未満児 ・357歳未満児 ・358歳未満児 ・359歳未満児 ・360歳未満児 ・361歳未満児 ・362歳未満児 ・363歳未満児 ・364歳未満児 ・365歳未満児 ・366歳未満児 ・367歳未満児 ・368歳未満児 ・369歳未満児 ・370歳未満児 ・371歳未満児 ・372歳未満児 ・373歳未満児 ・374歳未満児 ・375歳未満児 ・376歳未満児 ・377歳未満児 ・378歳未満児 ・379歳未満児 ・380歳未満児 ・381歳未満児 ・382歳未満児 ・383歳未満児 ・384歳未満児 ・385歳未満児 ・386歳未満児 ・387歳未満児 ・388歳未満児 ・389歳未満児 ・390歳未満児 ・391歳未満児 ・392歳未満児 ・393歳未満児 ・394歳未満児 ・395歳未満児 ・396歳未満児 ・397歳未満児 ・398歳未満児 ・399歳未満児 ・400歳未満児 ・401歳未満児 ・402歳未満児 ・403歳未満児 ・404歳未満児 ・405歳未満児 ・406歳未満児 ・407歳未満児 ・408歳未満児 ・409歳未満児 ・410歳未満児 ・411歳未満児 ・412歳未満児 ・413歳未満児 ・414歳未満児 ・415歳未満児 ・416歳未満児 ・417歳未満児 ・418歳未満児 ・419歳未満児 ・420歳未満児 ・421歳未満児 ・422歳未満児 ・423歳未満児 ・424歳未満児 ・425歳未満児 ・426歳未満児 ・427歳未満児 ・428歳未満児 ・429歳未満児 ・430歳未満児 ・431歳未満児 ・432歳未満児 ・433歳未満児 ・434歳未満児 ・435歳未満児 ・436歳未満児 ・437歳未満児 ・438歳未満児 ・439歳未満児 ・440歳未満児 ・441歳未満児 ・442歳未満児 ・443歳未満児 ・444歳未満児 ・445歳未満児 ・446歳未満児 ・447歳未満児 ・448歳未満児 ・449歳未満児 ・450歳未満児 ・451歳未満児 ・452歳未満児 ・453歳未満児 ・454歳未満児 ・455歳未満児 ・456歳未満児 ・457歳未満児 ・458歳未満児 ・459歳未満児 ・460歳未満児 ・461歳未満児 ・462歳未満児 ・463歳未満児 ・464歳未満児 ・465歳未満児 ・466歳未満児 ・467歳未満児 ・468歳未満児 ・469歳未満児 ・470歳未満児 ・471歳未満児 ・472歳未満児 ・473歳未満児 ・474歳未満児 ・475歳未満児 ・476歳未満児 ・477歳未満児 ・478歳未満児 ・479歳未満児 ・480歳未満児 ・481歳未満児 ・482歳未満児 ・483歳未満児 ・484歳未満児 ・485歳未満児 ・486歳未満児 ・487歳未満児 ・488歳未満児 ・489歳未満児 ・490歳未満児 ・491歳未満児 ・492歳未満児 ・493歳未満児 ・494歳未満児 ・495歳未満児 ・496歳未満児 ・497歳未満児 ・498歳未満児 ・499歳未満児 ・500歳未満児 ・501歳未満児 ・502歳未満児 ・503歳未満児 ・504歳未満児 ・505歳未満児 ・506歳未満児 ・507歳未満児 ・508歳未満児 ・509歳未満児 ・510歳未満児 ・511歳未満児 ・512歳未満児 ・513歳未満児 ・514歳未満児 ・515歳未満児 ・516歳未満児 ・517歳未満児 ・518歳未満児 ・519歳未満児 ・520歳未満児 ・521歳未満児 ・522歳未満児 ・523歳未満児 ・524歳未満児 ・525歳未満児 ・526歳未満児 ・527歳未満児 ・528歳未満児 ・529歳未満児 ・530歳未満児 ・531歳未満児 ・532歳未満児 ・533歳未満児 ・534歳未満児 ・535歳未満児 ・536歳未満児 ・537歳未満児 ・538歳未満児 ・539歳未満児 ・540歳未満児 ・541歳未満児 ・542歳未満児 ・543歳未満児 ・544歳未満児 ・545歳未満児 ・546歳未満児 ・547歳未満児 ・548歳未満児 ・549歳未満児 ・550歳未満児 ・551歳未満児 ・552歳未満児 ・553歳未満児 ・554歳未満児 ・555歳未満児 ・556歳未満児 ・557歳未満児 ・558歳未満児 ・559歳未満児 ・560歳未満児 ・561歳未満児 ・562歳未満児 ・563歳未満児 ・564歳未満児 ・565歳未満児 ・566歳未満児 ・567歳未満児 ・568歳未満児 ・569歳未満児 ・570歳未満児 ・571歳未満児 ・572歳未満児 ・573歳未満児 ・574歳未満児 ・575歳未満児 ・576歳未満児 ・577歳未満児 ・578歳未満児 ・579歳未満児 ・580歳未満児 ・581歳未満児 ・582歳未満児 ・583歳未満児 ・584歳未満児 ・585歳未満児 ・586歳未満児 ・587歳未満児 ・588歳未満児 ・589歳未満児 ・590歳未満児 ・591歳未満児 ・592歳未満児 ・593歳未満児 ・594歳未満児 ・595歳未満児 ・596歳未満児 ・597歳未満児 ・598歳未満児 ・599歳未満児 ・600歳未満児 ・601歳未満児 ・602歳未満児 ・603歳未満児 ・604歳未満児 ・605歳未満児 ・606歳未満児 ・607歳未満児 ・608歳未満児 ・609歳未満児 ・610歳未満児 ・611歳未満児 ・612歳未満児 ・613歳未満児 ・614歳未満児 ・615歳未満児 ・616歳未満児 ・617歳未満児 ・618歳未満児 ・619歳未満児 ・620歳未満児 ・621歳未満児 ・622歳未満児 ・623歳未満児 ・624歳未満児 ・625歳未満児 ・626歳未満児 ・627歳未満児 ・628歳未満児 ・629歳未満児 ・630歳未満児 ・631歳未満児 ・632歳未満児 ・633歳未満児 ・634歳未満児 ・635歳未満児 ・636歳未満児 ・637歳未満児 ・638歳未満児 ・639歳未満児 ・640歳未満児 ・641歳未満児 ・642歳未満児 ・643歳未満児 ・644歳未満児 ・645歳未満児 ・646歳未満児 ・647歳未満児 ・648歳未満児 ・649歳未満児 ・650歳未満児 ・651歳未満児 ・652歳未満児 ・653歳未満児 ・654歳未満児 ・655歳未満児 ・656歳未満児 ・657歳未満児 ・658歳未満児 ・659歳未満児 ・660歳未満児 ・661歳未満児 ・662歳未満児 ・663歳未満児 ・664歳未満児 ・665歳未満児 ・666歳未満児 ・667歳未満児 ・668歳未満児 ・669歳未満児 ・670歳未満児 ・671歳未満児 ・672歳未満児 ・673歳未満児 ・674歳未満児 ・675歳未満児 ・676歳未満児 ・677歳未満児 ・678歳未満児 ・679歳未満児 ・680歳未満児 ・681歳未満児 ・682歳未満児 ・683歳未満児 ・684歳未満児 ・685歳未満児 ・686歳未満児 ・687歳未満児 ・688歳未満児 ・689歳未満児 ・690歳未満児 ・691歳未満児 ・692歳未満児 ・693歳未満児 ・694歳未満児 ・695歳未満児 ・696歳未満児 ・697歳未満児 ・698歳未満児 ・699歳未満児 ・700歳未満児 ・701歳未満児 ・702歳未満児 ・703歳未満児 ・704歳未満児 ・705歳未満児 ・706歳未満児 ・707歳未満児 ・708歳未満児 ・709歳未満児 ・710歳未満児 ・711歳未満児 ・712歳未満児 ・713歳未満児 ・714歳未満児 ・715歳未満児 ・716歳未満児 ・717歳未満児 ・718歳未満児 ・719歳未満児 ・720歳未満児 ・721歳未満児 ・722歳未満児 ・723歳未満児 ・724歳未満児 ・725歳未満児 ・726歳未満児 ・727歳未満児 ・728歳未満児 ・729歳未満児 ・730歳未満児 ・731歳未満児 ・732歳未満児 ・733歳未満児 ・734歳未満児 ・735歳未満児 ・736歳未満児 ・737歳未満児 ・738歳未満児 ・739歳未満児 ・740歳未満児 ・741歳未満児 ・742歳未満児 ・743歳未満児 ・744歳未満児 ・745歳未満児 ・746歳未満児 ・747歳未満児 ・748歳未満児 ・749歳未満児 ・750歳未満児 ・751歳未満児 ・752歳未満児 ・753歳未満児 ・754歳未満児 ・755歳未満児 ・756歳未満児 ・757歳未満児 ・758歳未満児 ・759歳未満児 ・760歳未満児 ・761歳未満児 ・762歳未満児 ・763歳未満児 ・764歳未満児 ・765歳未満児 ・766歳未満児 ・767歳未満児 ・768歳未満児 ・769歳未満児 ・770歳未満児 ・771歳未満児 ・772歳未満児 ・773歳未満児 ・774歳未満児 ・775歳未満児 ・776歳未満児 ・777歳未満児 ・778歳未満児 ・779歳未満児 ・780歳未満児 ・781歳未満児 ・782歳未満児 ・783歳未満児 ・784歳未満児 ・785歳未満児 ・786歳未満児 ・787歳未満児 ・788歳未満児 ・789歳未満児 ・790歳未満児 ・791歳未満児 ・792歳未満児 ・793歳未満児 ・794歳未満児 ・795歳未満児 ・796歳未満児 ・797歳未満児 ・798歳未満児 ・799歳未満児 ・800歳未満児 ・801歳未満児 ・802歳未満児 ・803歳未満児 ・804歳未満児 ・805歳未満児 ・806歳未満児 ・807歳未満児 ・808歳未満児 ・809歳未満児 ・810歳未満児 ・811歳未満児 ・812歳未満児 ・813歳未満児 ・814歳未満児 ・815歳未満児 ・816歳未満児 ・817歳未満児 ・818歳未満児 ・819歳未満児 ・820歳未満児 ・821歳未満児 ・822歳未満児 ・823歳未満児 ・824歳未満児 ・825歳未満児 ・826歳未満児 ・827歳未満児 ・828歳未満児 ・829歳未満児 ・830歳未満児 ・831歳未満児 ・832歳未満児 ・833歳未満児 ・834歳未満児 ・835歳未満児 ・836歳未満児 ・837歳未満児 ・838歳未満児 ・839歳未満児 ・840歳未満児 ・841歳未満児 ・842歳未満児 ・843歳未満児 ・844歳未満児 ・845歳未満児 ・846歳未満児 ・847歳未満児 ・848歳未満児 ・849歳未満児 ・850歳未満児 ・851歳未満児 ・852歳未満児 ・853歳未満児 ・854歳未満児 ・855歳未満児 ・856歳未満児 ・857歳未満児 ・858歳未満児 ・859歳未満児 ・860歳未満児 ・861歳未満児 ・862歳未満児 ・863歳未満児 ・864歳未満児 ・865歳未満児 ・866歳未満児 ・867歳未満児 ・868歳未満児 ・869歳未満児 ・870歳未満児 ・871歳未満児 ・872歳未満児 ・873歳未満児 ・874歳未満児 ・875歳未満児 ・876歳未満児 ・877歳未満児 ・878歳未満児 ・879歳未満児 ・880歳未満児 ・881歳未満児 ・882歳未満児 ・883歳未満児 ・884歳未満児 ・885歳未満児 ・886歳未満児 ・887歳未満児 ・888歳未満児 ・889歳未満児 ・890歳未満児 ・891歳未満児 ・892歳未満児 ・893歳未満児 ・894歳未満児 ・895歳未満児 ・896歳未満児 ・897歳未満児 ・898歳未満児 ・899歳未満児 ・900歳未満児 ・901歳未満児 ・902歳未満児 ・903歳未満児 ・904歳未満児 ・905歳未満児 ・906歳未満児 ・907歳未満児 ・908歳未満児 ・909歳未満児 ・910歳未満児 ・911歳未満児 ・912歳未満児 ・913歳未満児 ・914歳未満児 ・915歳未満児 ・916歳未満児 ・917歳未満児 ・918歳未満児 ・919歳未満児 ・920歳未満児 ・921歳未満児 ・922歳未満児 ・923歳未満児 ・924歳未満児 ・925歳未満児 ・926歳未満児 ・927歳未満児 ・928歳未満児 ・929歳未満児 ・930歳未満児 ・931歳未満児 ・932歳未満児 ・933歳未満児 ・934歳未満児 ・935歳未満児 ・936歳未満児 ・937歳未満児 ・938歳未満児 ・939歳未満児 ・940歳未満児 ・941歳未満児 ・942歳未満児 ・943歳未満児 ・944歳未満児 ・945歳未満児 ・946歳未満児 ・947歳未満児 ・948歳未満児 ・949歳未満児 ・950歳未満児 ・951歳未満児 ・952歳未満児 ・953歳未満児 ・954歳未満児 ・955歳未満児 ・956歳未満児 ・957歳未満児 ・958歳未満児 ・959歳未満児 ・960歳未満児 ・961歳未満児 ・962歳未満児 ・963歳未満児 ・964歳未満児 ・965歳未満児 ・966歳未満児 ・967歳未満児 ・968歳未満児 ・969歳未満児 ・970歳未満児 ・971歳未満児 ・972歳未満児 ・973歳未満児 ・974歳未満児 ・975歳未満児 ・9																				

(注)

- ・要保育児童数は、保育所及び認定こども園の入所児童数並びに保育所及び認定こども園の未入所児童数の合計
- ・充足率は、保育所の認可定員を要保育児童数で除した数値
- ・保育率は、保育所の入所児童数を就学前児童数で除した数値

区分	(2) 認定こども園																				3歳未満児				3歳以上児															
	ア 園数 (入園定員)																イ 入園児数 (入園率)				3号		2号																	
	総数				幼保連携型認定こども園				幼稚園型認定こども園				保育所型認定こども園				地方裁量型認定こども園				要保育児童数		充足率		入園児数		保育率													
	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員								
単位	園	(人)	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人								
札幌市	238	(32,388)	1	115	237	32,273	1	115	100	16,623	-	-	15	2,970	-	-	118	12,353	-	-	4	327	28,080	(86.7)	8,705	...	8,066	24.7	8,650	11,916	...	11,364	30							
仙台市	120	(12,443)	-	-	120	12,443	-	-	54	6,740	-	-	18	2,342	-	-	48	3,361	-	-	-	-	11,333	(91.9)	8,448	...	3,313	39.2	2,512	12,376	...	5,508	44.5							
さいたま市	17	(3,612)	-	-	17	3,612	-	-	9	2,136	-	-	7	1,431	-	-	-	-	-	-	1	45	3,406	(94.3)	10,820	...	3.5	374	1.2	2,239	16,218	...	5.3	793	2.4					
千葉市	46	(6,653)	2	232	44	6,421	-	-	10	1,612	-	-	32	4,738	2	232	1	35	-	-	1	36	5,609	(84.3)	659	...	105.9	601	86.1	3,072	1,939	306.5	1,936	90.2						
川崎市	24	(4,132)	-	-	24	4,132	-	-	5	850	-	-	19	3,282	-	-	-	-	-	-	-	-	4,995	(-)	...	...	165	...	2,692	...	...	1,099	...							
横浜市	70	(14,272)	-	-	70	14,272	-	-	55	11,384	-	-	15	2,888	-	-	-	-	-	-	-	-	11,970	(83.9)	...	...	1,528	...	8,138	...	...	2,304	...							
相模原市	74	(10,927)	2	210	72	10,717	2	210	41	5,938	-	-	24	4,209	-	-	5	570	-	-	-	-	9,146	(83.7)	2,128	99.0	2,022	15.7	3,387	3,787	97.7	3,737	25.9							
新潟市	131	(15,677)	1	170	130	15,507	-	-	82	10,383	-	-	14	1,258	1	170	33	3,831	-	-	1	35	14,185	(90.5)	...	...	4,535	32.5	2,890	...	...	6,760	42.6							
静岡市	115	(14,828)	52	5,698	63	9,130	52	5,698	56	8,342	-	-	4	521	-	-	3	267	-	-	-	-	10,980	(74.0)	3,258	112.2	3,088	26.7	2,514	5,383	120.6	5,378	41.7							
浜松市	81	(12,089)	-	-	81	12,089	-	-	77	11,506	-	-	-	-	-	-	4	583	-	-	-	-	10,371	(85.8)	3,933	112.2	3,625	23.1	1,452	5,322	106.3	5,294	29.3							
名古屋市	107	(16,825)	-	-	107	16,825	-	-	79	11,865	-	-	6	1,042	-	-	22	3,918	-	-	-	-	14,028	(83.4)	4,104	114.5	4,104	100.0	2,580	7,344	110.8	7,344	100.0							
京都市	83	(9,554)	-	-	83	9,554	-	-	47	6,078	-	-	9	306	-	-	27	3,170	-	-	-	-	7,411	(77.6)	12,275	...	3,419	14.4	1,214	16,225	-	5,270	19.9							
大阪市	119	(23,889)	2	320	117	23,569	-	-	64	13,443	2	320	31	6,799	-	-	22	3,327	-	-	-	-	17,024	(71.3)	25,559	...	3,654	6.8	6,170	32,281	...	7,200	13.1							
堺市	136	(20,776)	16	2,297	120	18,479	16	2,297	103	15,772	-	-	14	2,302	-	-	3	405	-	-	-	-	18,209	(87.6)	6,685	96.7	6,164	38.8	2,554	9,626	104.5	9,491	53.8							
神戸市	191	(25,906)	-	-	191	25,906	-	-	167	21,704	-	-	24	4,202	-	-	-	-	-	-	-	-	23,483	(90.6)	...	...	6,105	23.0	6,532	...	...	10,846	35.9							
岡山市	70	(11,452)	22	4,390	48	7,062	22	4,390	43	6,014	-	-	5	1,048	-	-	-	-	-	-	-	-	9,793	(85.5)	3,142	...	2,834	18.8	2,250	4,770	...	4,709	28.9							
広島市	70	(13,036)	1	68	69	12,968	-	-	33	7,039	-	-	10	1,745	1	68	26	4,184	-	-	-	-	11,184	(85.8)	3,451	104.0	2,983	12.2	3,273	4,933	104.6	4,928	18.0							
北九州市	65	(7,616)	-	-	65	7,616	-	-	-	-	-	-	19	2,671	-	-	43	4,740	-	-	3	205	6,969	(91.5)	6,998	...	2,124	5.9	1,717	9,356	...	3,128	8.7							
福岡市	43	(6,561)	-	-	43	6,561	-	-	8	1,100	-	-	2	345	-	-	33	5,116	-	-	-	-	5,627	(85.8)	2,310	...	2,230	96.5	318	3,443	...	3,397	98.7							
熊本市	100	(15,083)	-	-	100	15,083	-	-	88	13,027	-	-	11	1,921	-	-	-	-	-	-	-	-	14,072	(93.3)	8,162	...	4,524	55.4	2,657	11,941	...	6,891	57.7							
各市市訳	熊本市：入園定員は1号定員を含む。充足率は、年齢別定員を設けていないため、算出できない。入園児数は、委託児童を含む。受託児童を除く。保育率は、入園児数/就学前児童数				熊本市：ア（入園定員）に同じ				熊本市：ア（入園定員）に同じ				熊本市：ア（入園定員）に同じ				さいたま市：1号の入園児数は、令和6年5月1日時点のもの。入園児数/入園定員。各小児科：入園児数/入園定員。相模原市：入園児数は、委託児童を含む。受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、12,808人。就学前児童数(3歳以上児)は、4,621人。新崎市：委託児童を含む。神戸市：入園児数は、委託児童を含む。受託児童を除く。保育率は、入園児数/未就学児童数。岡山市：入園児数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。				さいたま市：入園児数/入園定員。相模原市：入園児数は、委託児童を含む。受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、12,808人。就学前児童数(3歳以上児)は、4,621人。新崎市：委託児童を含む。神戸市：入園児数は、委託児童を含む。受託児童を除く。保育率は、入園児数/未就学児童数。岡山市：入園児数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。				札幌市：入園児数+特機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない施設(特機児童数を施設種別に集計するのは困難なため)。千歳市：全体の入所定員：3歳未満児：608、3歳以上児：943、2-3号の入所定員：3歳未満児：608、3歳未満児：608、3歳以上児：1,746。要保育児童数=入所児童数+入所待機児童数。川崎市：(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。新崎市：保育所分と不可分。名古屋市：入園定員/要保育児童数。京都市：入園定員/要保育児童数。京都市：歳別別に認可定員を定めていないため、算定できない。岡山市：イに同じ。北九州市：充足率は、年齢別の定員を設けていないため算出できない。熊本市：ア（入園定員）に同じ。				千歳市：イ「3歳未満児・要保育児童数」と同様。川崎市：(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。神戸市：イに同じ。新崎市：イに同じ。名古屋市：イに同じ。京都市：左記に同じ。北九州市：保育率=入園児数/就学前児童数(0~5歳) 熊本市：ア（入園定員）に同じ。				札幌市：就学前児童数に対する認定こども園の入所児童数の割合(保育所・地域型保育事業所の入所児童数は含めない)。仙台市：「3歳未満児・要保育児童数」に同じ。千歳市：左記に同じ。新崎市：左記に同じ。名古屋市：イに同じ。京都市：左記に同じ。北九州市：充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出できない。熊本市：ア（入園定員）に同じ。				札幌市：イ「3歳未満児・要保育児童数」と同様。仙台市：イ「3歳未満児・要保育児童数」に同じ。千歳市：左記に同じ。新崎市：左記に同じ。名古屋市：イに同じ。京都市：左記に同じ。北九州市：保育率=入園児数/就学前児童数(0~5歳) 熊本市：ア（入園定員）に同じ。			

区分	(3) 一時保育	(4) 病後児保育 (令和5年度利用延人数)	(5) 待機児童数
単位	所	所 (人)	人
札幌市	※ 131	※ 7 (1,552)	0
仙台市	※ 52	※ 5 (1,999)	0
さいたま市	※ 115	※ 10 (1,980)	0
千葉市	75	※ 10 (5,048)	0
川崎市	※ 86	※ 7 (6,207)	0
横浜市	※ 563	4 (1,080)	5
相模原市	※ 135	※ 3 (1,168)	7
新潟市	269	※ 11 (9,220)	0
静岡市	116	3 (1,064)	0
浜松市	151	※ 7 (3,053)	0
名古屋市	※ 70	※ 22 (17,730)	0
京都市	※ 63	※ 9 (6,002)	0
大阪市	73	※ 36 (13,764)	2
堺市	※ 113	※ 5 (959)	0
神戸市	366	※ 22 (14,542)	0
岡山市	※ 58	8 (7,032)	0
広島市	110	※ 13 (11,627)	0
北九州市	69	※ 13 (13,221)	0
福岡市	保育所27 地域型保育事業所12	21 (36,866)	0
熊本市	※ 8	※ 8 (2,509)	0
各市注釈	札幌市:保育所が実施するもののみ。公立保育所7か所、公設民営保育所3か所を含む。 仙台市:一時預かりは、一般型のみの施設数(公立5か所・私立47か所)で、休日のみ実施する施設を含まない。 さいたま市:公立8か所、私立106か所。 川崎市:一時保育は幼保連携型認定こども園1か所、公立3か所を含む。病児保育4か所、病後児保育3か所。 横浜市:公立R5:38 民間R5:479(認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育)、乳幼児一時預かり事業実施施設R5:36、横浜保育室R5:10の合計数 相模原市:公立含む 名古屋市:公立42か所、民間66か所 京都市:一般型のみ。 堺市:公立保育所1を含む。 岡山市:令和6年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。病後児保育は病児保育施設を含み、利用延人数は病後児と病児の合計。 熊本市:令和5年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。	札幌市:病児保育を含む。 仙台市:病児保育施設を含む さいたま市:全て病児対応型。 千葉市:病児保育施設を含む。 川崎市:左記に同じ 相模原市:病児保育2か所 病後児保育1か所 新潟市:病児保育9施設、病後児保育2施設。 浜松市:一時保育は一般型・余裕活用型の合計。病後児保育の内4施設は病児保育も実施。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。 名古屋市:病児・病後児20か所、病後児2か所 京都市:病児・病後児9か所、病児1か所(令和5年4月1日時点) 大阪市:病児・病後児あわせた箇所数(うち3か所休所中)、一時保育(うち12か所休所中) 堺市:病後児保育は、病児保育施設を含む。別途、子育て援助活動支援事業(病児緊急対応) 神戸市:病後児保育は、病児保育施設のみ 広島市:病児12施設、病後児1施設 北九州市:病後児保育は、病児保育施設のみ 熊本市:病児・病後児保育施設8か所	仙台市:病後児と病児 千葉市:病後児と病児の合計。 新潟市:病児保育の利用者を含む。 熊本市:病児と病後児の合計。

8 高齢者保健福祉

区分	(1) 老年人口比率					(2) 高齢化推計比率 （西暦2025年）				(3) 養護老人ホーム（設置数・入所定員）			(4) 特別養護老人ホーム（設置数・入所定員）			(5) 軽費老人ホーム（設置数・入所定員）			(6)	(7) 老人福祉センター					
	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	総数	65歳以上の推計人口	推計人口	公立（入所定員）	私立（入所定員）	公立（入所定員）	私立（入所定員）	公立（入所定員）	私立（入所定員）	公立（入所定員）	私立（入所定員）	地域包括支援センター										
単位	%	人	人	人	%	人	人	所（人）	所（人）	所（人）	所（人）	所（人）	所（人）	所（人）	所（人）	所（人）	所（人）	所	（所）	所					
札幌市	28.6	120,687	139,832	298,603	559,122	29.4	579,533	1,970,144	4（330）	1（50）	3（280）	95（7,373）	1（100）	94（7,273）	25（1,500）	3（150）	22（1,350）	27	（-）	10					
仙台市	25.2	58,885	65,735	142,868	267,488	25.1	275,045	1,097,004	2（210）	-（-）	2（210）	73（5,588）	-（-）	73（5,588）	15（568）	-（-）	15（568）	53	（-）	8					
さいたま市	23.3	65,187	70,664	177,563	313,414	23.9	323,380	1,353,876	3（290）	1（50）	2（240）	78（7,081）	-（-）	78（7,081）	5（282）	1（100）	4（182）	27	（30）	1					
千葉市	※	26.3	48,919	58,310	150,298	27.4	266,446	970,981	2（130）	-（-）	2（130）	69（4,529）	-（-）	69（4,529）	18（850）	-（-）	18（850）	※	32	（-）	15				
川崎市	※	※	※	※	※	21.3	333,702	1,582,175	2（190）	1（140）	1（50）	59（5,281）	0（0）	59（5,281）	3（264）	-（-）	3（264）	49	（-）	7					
横浜市	※	25.0	189,351	211,773	537,892	939,023	25.9	982,076	3,786,702	6（498）	1（50）	5（448）	172（18,150）	3（190）	169（17,960）	11（645）	-（-）	11（645）	146	※	（-）	18			
相模原市		26.9	36,734	44,822	107,257	188,813	27.5	200,404	728,042	1（80）	-	1（80）	46（3,343）	-（-）	46（3,343）	9（218）	-（-）	9（218）	29	（-）	3				
新潟市	※	※	※	※	※	31.2	238,567	763,812	1（100）	-	1（100）	84（5,577）	-	84（5,577）	23（988）	-（-）	23（988）	30	（0）	12					
静岡市	※	31.1	40,234	48,739	121,299	210,272	31.5	212,211	673,766	2-（190）	2-（190）	-（-）	36-（3,551）	-（-）	36-（3,551）	7-（430）	-（-）	7-（430）	※	30	-（4）	8			
浜松市		28.8	47,485	52,313	126,623	226,421	29.6	228,863	772,254	6（360）	-（-）	6（360）	66（4,888）	-（-）	66（4,888）	16（798）	-（-）	16（798）	22	（8）	0				
名古屋市	※	25.0	※	116,017	※	129,875	※	328,449	※	574,341	26.0	600,069	2,306,835	6（770）	2（370）	4（400）	124（9,215）	1（200）	123（9,015）	22（951）	4（490）	18（461）	29	（-）	16
京都市		28.5	72,031	87,235	232,947	392,213	28.8	415,599	1,442,014	9（565）	-（-）	9（565）	107（7,133）	7（460）	100（6,673）	13（637）	-（-）	13（637）	61	（19）	17				
大阪市	※	※	※	131,609	※	153,962	※	389,773	※	675,344	25.5	700,779	2,751,501	12（737）	-（-）	12（737）	168（14,610）	1（70）	167（14,540）	20（755）	-（-）	20（755）	66	（111）	26
堺市	※	28.3	40,521	52,461	137,945	230,927	28.3	228,728	807,056	2（190）	0（0）	2（190）	55（3,470）	-（-）	55（3,470）	11（515）	-（-）	11（515）	28	（25）	7				
神戸市		29.4	※	86,290	※	100,264	※	248,393	※	434,947	30.6	453,504	1,480,143	9（540）	1（80）	8（460）	125（7,620）	-（-）	125（7,615）	32（1,915）	2（100）	30（1,815）	76	（-）	-
岡山市	※	27.1	※	38,271	※	42,485	※	108,183	※	188,939	27.0	194,209	718,255	5（310）	2（130）	3（180）	69（3,295）	-（-）	69（3,295）	22（924）	1（50）	21（874）	16	（21）	3
広島市	※	26.4	※	62,153	※	72,673	※	175,219	※	310,045	27.0	319,720	1,183,031	8（500）	-（-）	8（500）	78（4,809）	-（-）	78（4,809）	10（562）	-（-）	10（562）	41	（-）	3
北九州市	※	31.5	※	55,713	※	68,626	※	164,588	※	288,927	32.8	297,301	907,778	9（570）	-（-）	9（570）	83（5,574）	1（55）	82（5,519）	25（1,120）	-（-）	25（1,120）	31	（-）	1
福岡市	※	22.3	※	79,802	※	88,592	※	188,003	※	356,397	22.8	373,864	1,638,406	4（307）	-（-）	4（307）	90（6,333）	-（-）	90（6,333）	23（1,217）	-（-）	23（1,217）	57	（-）	7
熊本市		27.4	44,565	47,526	107,657	199,748	28.1	205,627	732,384	7（440）	-（-）	7（440）	56-2,542	-（-）	56-2,542	18（694）	-（-）	18（697）	27	（1）	6				
各市注釈	千葉市：令和6年3月31日現在の人口 川崎市：総務省が公表した「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」による年齢別人口を基数として、住民基本台帳の年齢別移動人口を増減して推計 横浜市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 新潟市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 静岡市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 名古屋市：住民基本台帳人口に基づく数値 大阪市：老年人口比率は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 堺市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 神戸市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 岡山市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 広島市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 北九州市：令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 福岡市：令和6年3月末時点の住民基本台帳登録人口（外国人含む）。																			千葉市：出張所4ヶ所含む 静岡市：うち1ヶ所は基幹型 横浜市：条例改正により在宅介護支援センターの設置に係る規定を削除（令和元年10月4日施行）。 ・在介支の業務は、今まで通り、横浜市の地域ケアプラザ（地域包括支援センター）で実施。					

〔注〕

- ・(1)の総数は、65歳以上人口の総数。
- ・(2)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)の数値
- ・(3)～(5)の各老人ホームの私立には、公設民営を含む。

9 介護保険事業

区分	(1) 介護支援費				(2) 介護保険料				(3) 介護保険料に関する給付金				(4) 介護保険料に関する給付金				(5) 介護保険料に関する給付金				(6) 介護保険料に関する給付金			
	介護支援費		介護保険料		介護保険料		介護保険料		介護保険料		介護保険料		介護保険料		介護保険料		介護保険料		介護保険料		介護保険料			
	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率		
札幌市	356,069	99.2	69,270	18.9	98.1	92,734	有	一定の基準を満たす被保険者の介護保険料を、第1段階相当の保険料と減額する。	無	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
仙台市	266,574	99.6	72,900	33.7	99.2	41,038	有	①被保険者が65歳未満で、世帯の収入等が一定の要件を満たす場合、公費補給金の第1段階と同等の年額給付金とを享受する。 ②被保険者の年齢に65歳未満に満たない場合、一定の要件を満たす場合、公費補給金を享受する。	無	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
さいたま市	311,086	99.3%	76,972	13.4	97.9	44,809	有	市役所が第1段階の老齢年金受給者に2割、第2段階事業計画の被保険者に1割減額する。	有	収入や資産等に関する一定の基準に該当する低所得者に対して、在宅サービス利用者の負担の軽減又は削減が認められる。	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
千葉市	237,092	99.4	75,600	23.4	98.3	41,661	有	被保険者が第1段階に該当する被保険者で、収入、資産、資産について一定の要件を満たす場合、第1段階相当の保険料と減額する。	有	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
川崎市	309,792	99.6	75,746	40.6	99.1	58,346	有	・収入の少ない生活が困難な方で、一定の要件に該当する場合、第1段階相当の保険料を全額（第2段階の1割）に減額する。 ・第1段階相当の保険料を全額減額する。一定の要件に該当する場合、第1段階相当の保険料を全額（第2段階の1割）に減額する。	有	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
横浜市	939,313	99.1	79,440	26.7	98.4	154,966	有	1. 低所得者減額 2. 生活保護受給者（受給前のおおむねの減額） 3. 障害による減額 4. 所得減額による減額	有	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
相模原市	189,996	99.4	79,900	26.7	98.5	23,715	有	低所得者に対する保険料減免・世帯の収入等の状況が、生活が困難なことが明確である認められれば、第1段階相当の1割相当に減額する。	有	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
新潟市	233,038	99.7	82,500	14.5	98.9	39,095	有	生活保護受給者に対する収入や資産の所得者に対する保険料減免	有	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
静岡市	209,993	99.6	76,200	27.7	98.9	29,988	有	-	有	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
浜松市	236,679	99.7	70,992	22.5	99.1	29,933	有	所得者が第1段階以下でかつ収入や資産が生活保護基準以下である生活保護者について、保険料を50%に減額	無	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
名古屋市	574,328	99.7	83,400	27.7	99.0	96,161	無	-	無	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
京都市	392,213	99.4	85,520	20.7	98.3	63,824	有	①所得者区分で第1段階の者かつ、以下の基準に該当するものについて、保険料を全額（第2段階の1割）に減額する。 ①収入基準：前年度の収入が80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき24万円加算 ②資産基準：前年度の資産が前年度の収入の240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算 ③所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ④所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑤所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑥所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑦所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑧所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑨所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑩所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑪所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑫所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑬所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑭所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑮所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑯所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑰所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉑所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉒所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉓所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉔所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉕所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉖所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉗所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉘所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉙所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉚所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉛所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉜所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉝所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉞所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉟所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊴所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊵所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊶所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊷所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊸所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊹所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊺所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊻所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊼所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊽所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊾所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊿所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。																
大阪市	674,361	99.8	110,988	17.3	96.8	121,696	有	①所得者区分で第1段階の者かつ、以下の基準に該当するものについて、保険料を全額（第2段階の1割）に減額する。 ①収入基準：前年度の収入が80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき24万円加算 ②資産基準：前年度の資産が前年度の収入の240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算 ③所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ④所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑤所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑥所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑦所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑧所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑨所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑩所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑪所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑫所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑬所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑭所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑮所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑯所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑰所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉑所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉒所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉓所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉔所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉕所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉖所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉗所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉘所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉙所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉚所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉛所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉜所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉝所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉞所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉟所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊴所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊵所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊶所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊷所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊸所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊹所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊺所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊻所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊼所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊽所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊾所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊿所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。																
堺市	230,692	99.4	89,610	12.9	97.8	55,592	有	●収入基準（次の全てに該当する方） ・世帯員1人以上で世帯員全員が市民税非課税 ・世帯の所得が収入に相当する収入が150万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき24万円加算 ②収入基準：前年度の収入が80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき24万円加算 ③所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ④所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑤所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑥所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑦所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑧所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑨所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑩所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑪所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑫所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑬所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑭所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑮所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑯所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑰所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉑所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉒所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉓所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉔所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉕所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉖所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉗所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉘所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉙所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉚所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉛所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉜所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉝所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉞所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉟所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊴所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊵所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊶所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊷所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊸所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊹所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊺所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊻所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊼所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊽所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊾所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊿所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。																
神戸市	434,395	99.3	78,960	16.9	98.1	76,033	有	①被保険者が第1段階に該当する被保険者で、収入、資産、資産について一定の要件を満たす場合、第1段階相当の保険料と減額する。 ②被保険者の年齢に65歳未満に満たない場合、一定の要件を満たす場合、公費補給金を享受する。	有	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
岡山市	188,847	99.8	79,680	25.9	99.2	33,200	有	被保険者の所得者区分で第1段階（世帯員市民税非課税）で、世帯収入、世帯資産、世帯員1人以上で世帯員全員が市民税非課税	無	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
広島市	309,765	99.6	76,900	34.2	99.0	39,141	有	収入の少ない生活が困難な方で、一定の要件に該当する場合、第1段階相当の保険料を全額（第2段階の1割）に減額する。 ・第1段階相当の保険料を全額減額する。一定の要件に該当する場合、第1段階相当の保険料を全額（第2段階の1割）に減額する。	有	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
北九州市	289,657	99.1	79,670	18.4	97.6	46,917	有	①所得者区分で第1段階の者かつ、以下の基準に該当するものについて、保険料を全額（第2段階の1割）に減額する。 ①収入基準：前年度の収入が80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき24万円加算 ②資産基準：前年度の資産が前年度の収入の240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算 ③所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ④所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑤所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑥所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑦所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑧所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑨所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑩所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑪所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑫所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑬所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑭所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑮所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑯所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑰所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ⑳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉑所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉒所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉓所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉔所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉕所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉖所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉗所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉘所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉙所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉚所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉛所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉜所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉝所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉞所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㉟所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊱所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊲所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊳所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊴所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊵所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊶所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊷所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊸所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊹所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊺所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊻所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊼所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊽所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊾所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。 ㊿所得者区分：生活保護受給者、生活保護受給者の被保険者でないこと。																
福岡市	306,676	99.4	74,699	13.7	97.8	55,366	有	生活保護受給者/生活保護受給者の収入に相当する																

10 国民健康保険事業

区分	(1)国保被 険者数	人口 加入率	(2)国保加入 世帯数	世帯 加入率	(3)延受診件数	受診率	(4)1世帯当たり 費用額	(5)被保険者 1人当たり費用 額	(6)1件当たり費 用額	(7)賦課限度額	(8)保険料徴収率			
											現年	滞納	計	
単位	人	(%)	世帯	(%)	件	(%)	円	円	円	円	%	%	%	
札幌市	339,367	(17.2)	249,053	(25.0)	5,692,178	(1,677.3)	611,393	448,686	26,751	医療分:650,000 支援分:220,000 介護分:170,000	※	※	※	
仙台市	181,169	(16.5)	128,101	(23.5)	3,422,056	(1,888.9)	576,183	407,408	21,569	医療分 650,000 支援分 240,000 介護分 170,000	※	※	※	
さいたま市	212,117	(15.8)	148,504	(23.2)	3,784,116	(1,778.9)	545,001	381,096	21,423	医療分 650,000 支援分 240,000 介護分 170,000	※	※	※	
千葉市	167,644	(17.1)	118,015	(24.1)	2,832,919	(1,689.8)	540,144	380,241	22,502	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
川崎市	234,996	(15.3)	169,799	(21.4)	4,174,947	(1,776.6)	547,527	395,622	22,268	(医療分)650,000 (支援分)220,000 (介護分)170,000	※	※	※	
横浜市	613,028	(16.3)	435,877	(23.3)	11,536,415	(1,881.9)	569,471	404,907	21,516	医療分 650,000 支援分 240,000 介護分 170,000	※	※	※	
相模原市	136,360	(18.8)	94,632	(27.3)	1,441,935	(1,057.4)	558,166	387,360	22,734	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
新潟市	140,663	(18.3)	95,053	(27.2)	2,676,837	(1,903.0)	628,956	425,017	22,334	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
静岡市	※	127,712 (18.9)	※	87,694 (29.1)	2,379,884 (1,863.5)		606,552	416,492	22,350	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
浜松市	140,762	17.8	94,352	26.6	2,589,299	1,839.5	632,217	423,771	23,037	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
名古屋市	405,963	(17.5)	288,382	(25.0)	7,351,837	(1,811.0)	548,885	389,909	21,530	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
京都市	※	264,345 (18.4)	※	190,243 (25.5)	4,452,043 (1,070.4)		573,051	409,674	25,082	(医療分)650,000 (支援分)220,000 (介護分)170,000	※	※	※	
大阪市	※	565,236 (20.4)	※	406,168 (26.6)	※	9,719,936 (1,719.6)	※	557,749	※	(医療分)650,000 (支援分)220,000 (介護分)170,000	※	※	※	
堺市	151,599	(18.5)	103,213	(25.7)	※	1,773,808 (1,170.1)	※	512,093	※	医療:650,000 支援:220,000 介護:170,000	※	※	※	
神戸市	287,357	(19.2)	201,312	(27.0)	5,324,745	(1,853.0)	606,570	424,941	22,933	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
岡山市	119,810	(17.1)	83,439	(24.6)	2,092,706	(1,746.7)	656,446	457,167	26,173	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
広島市	193,015	(16.4)	133,749	(23.0)	3,704,281	(1,919.2)	642,505	445,221	23,199	医療分 650,000円 支援分 240,000円 介護分 170,000円	※	※	※	
北九州市	177,541	(19.4)	123,568	(28.2)	2,181,621	(1,228.8)	661,827	460,630	37,486	(医療分)650,000円 (支援分)240,000円 (介護分)170,000円	※	※	※	
福岡市	298,521	(18.8)	211,975	(24.8)	※	5,153,595 (1,726.4)	※	532,454	378,087	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000	※	※	※	
熊本市	137,646	(18.8)	92,125	(25.8)	1,618,517	(1,175.9)	545,120	364,843	31,028	(医療分)650,000円 (支援分)240,000円 (介護分)170,000円	※	※	※	
各市注釈	静岡市:令和5年度の平均値 京都市:令和6年3月末現在 大阪市:年報A表 参照		静岡市:令和5年度の平均値 京都市:令和6年3月末現在 大阪市:年報A表 参照		大阪市:年報C表(1)参照 堺市:令和5年度事業年度より算出 福岡市:調剤・療養費を含む	堺市:左記に同じ 福岡市:左記に同じ	大阪市:年報C表(1)より算出 堺市:左記に同じ	大阪市:左記に同じ 堺市:左記に同じ		札幌市:保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値 仙台市:保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値 大阪市:年報B表(1)参照				

(注)

- ・(1)・(2)の数値は、令和5年3月～令和6年2月の平均値
- ・(1)～(6)の数値は、令和5年度決算により算出し、退職被保険者も含む
- ・(7)の数値は、令和6年度当初予算より算出

11 生活保護

区分	(1)生活保護人口	人口保護率	(2)生活保護世帯数	世帯保護率	(3)生活保護費
単位	人	(%)	世帯	(%)	千円
札幌市	71,558	(36.4)	57,556	(57.7)	130,900,434
仙台市	18,999	(17.4)	15,122	(27.7)	30,394,698
さいたま市	19,076	(14.2)	※	15,610 (25.5)	34,800,663
千葉市	21,457	(21.9)	17,824	※	37,026,538
川崎市	28,021	(18.1)	23,037	(29.6)	55,951,242
横浜市	※	69,115 (18.4)	56,016	(31.1)	132,027,559
相模原市	14,207	(19.6)	11,289	(32.6)	24,634,110
新潟市	11,816	(15.4)	9,531	(27.3)	17,409,630
静岡市	※	9,567 (14.1)	※	7,794 (25.8)	※
浜松市	7,193	(9.2)	5,919	(17.9)	11,794,312
名古屋市	※	46,571 (20.0)	※	38,718 (33.8)	※
京都市	※	40,047 (27.6)	※	31,675 (42.8)	70,306,747
大阪市	129,717	(46.8)	110,596	(71.9)	※
堺市	24,389	(29.9)	19,407	※	46,008,280
神戸市	42,133	(28.2)	33,234	(44.6)	75,975,593
岡山市	※	12,514 (17.9)	※	9,901 (29.1)	21,191,249
広島市	※	22,697 (19.3)	※	18,133 (31.2)	39,526,558
北九州市	※	21,908 (23.9)	※	18,079 (41.2)	40,797,788
福岡市	42,451	(25.8)	※	34,197 (…)	77,092,665
熊本市	14,754	(20.0)	12,076	(35.6)	26,061,308
各市注釈	横浜市:保護率の基礎となる全市人口・世帯は、令和6年3月1日現在の人口・世帯を使用。 静岡市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和5年10月推計人口による。長助別保護費の総額は、進字準備金を含む。 名古屋市:令和6年3月中数値 京都市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和5年10月推計人口による。 岡山市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和6年3月末住民基本台帳人口世帯数による。 広島市:扶助別保護費の総額は、進字準備給付金を含む。 北九州市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和4年10月推計人口による。	名古屋市:令和4年10月の推計人口から算出	静岡市:(1)に同じ 名古屋市:(1)に同じ 岡山市:(1)に同じ 広島市:(1)に同じ 北九州市:(1)に同じ	さいたま市:世帯保護率算定に伴う世帯数は、令和6年3月1日現在の推計人口による。 京都市:(1)に同じ 名古屋市:(1)「人口保護率」に同じ 堺市:扶助費総額 大阪市:扶助費総額 福岡市:世帯保護率は統計上算出していない。	千葉市:扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金・進字準備給付金を含む) 静岡市:(1)に同じ 名古屋市:進字準備給付金を含む 大阪市:扶助費総額 福岡市:進字準備給付金を含む

(注)

- ・(1)・(2)の数値は、令和6年3月現在
- ・(3)は、扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金を含む)で、令和5年度決算の値

12 医療施設

区分	(1)病院数（病床数）		公的病院数（市立）		左記以外の病院数		(2)一般診療所	(3)歯科診療所	(4)医療収益	(5)医療費用	(6)一般会計繰入金	(7)患者1人1日当たり診療収入				
					病床数（市立）	病床数							入院	外来		
単位	所	（床）	所	（所）	床	（床）	所	床	千円	千円	千円	円	円	円		
札幌市	199	(36,446)	3	(1)	1,403	(672)	196	35,043	1,493	1,213	21,767,046	25,417,045	3,007,744	49,111	83,891	24,683
仙台市	56	(12,432)	3	(1)	1,155	(525)	53	11,277	966	603	18,170,159	19,355,584	2,877,676	45,117	84,478	19,839
さいたま市	39	(7,973)	3	(1)	1,591	(637)	36	6,382	1,056	701	20,373,033	25,559,002	2,924,854	43,127	80,182	17,691
千葉市	47	(9,311)	7	(3)	1,777	(717)	40	7,534	731	555	17,765,086	22,470,056	3,605,103	37,044	※75,241	15,340
川崎市	38	(10,544)	3	(3)	1,472	(1,472)	35	9,072	1,086	766	30,518,820	34,771,898	5,826,720	36,709	68,394	18,474
横浜市	131	(27,831)	12	(3)	4,535	(1,584)	119	23,296	3,223	2,109	※35,260,025	39,384,890	※7,281,486	※49,538	※78,011	※26,410
相模原市	35	(6,928)	2	(0)	532	(0)	33	6,396	452	354	-	-	-	-	-	-
新潟市	42	(9,978)	5	(1)	2,357	(676)	37	7,621	642	472	23,299,329	28,131,989	3,912,236	53,203	82,100	27,275
静岡市	27	(7,234)	9	(1)	3,702	(463)	18	3,532	568	349	10,006,299	12,139,970	3,141,031	32,339	57,428	14,332
浜松市	32	(8,299)	8	3	3,372	(871)	24	4,927	663	380	※4,572,320	7,725,503	2,726,161	40,644	66,147	18,797
名古屋市	118	(23,499)	8	(2)	2,970	(170)	110	20,529	2,323	1,425	-	-	-	-	-	-
京都市	96	(19,660)	10	(1)	5,443	(100)	86	14,217	1,667	787	-	-	-	-	-	-
大阪市	174	(31,393)	14	(2)	7,590	(1,326)	160	23,803	3,810	2,175	-	-	-	-	-	-
堺市	※43	※(11,898)	※1	※(1)	※60	※(60)	※42	※11,838	※744	※460	-	-	-	-	-	-
神戸市	109	(18,672)	10	(4)	3,506	(1,626)	99	15,166	1,689	903	-	-	-	-	-	-
岡山市	56	(11,035)	9	(3)	3,795	(490)	42	7,240	696	459	※6,177	84,899	89,628	-	36,480	9,919
広島市	82	(13,246)	7	(1)	2,850	(140)	75	10,396	1,214	686	1,859,441	2,027,250	201,260	20,931	29,883	11,489
北九州市	90	(18,170)	6	(2)	1,765	(320)	84	16,405	948	624	※2,049	356,167	583,206	-	-	-
福岡市	115	(20,965)	5	(2)	1,503	(443)	110	19,462	1,751	1,042	-	-	-	-	-	-
熊本市	90	(14,559)	5	(2)	1,619	(529)	85	12,940	653	404	13,835,082	15,147,813	1,698,198	43,799	65,187	20,110
各市注釈	堺市:令和5年10月1日現在	堺市:左記に同じ	堺市:左記に同じ					堺市:左記に同じ	堺市:左記に同じ	横浜市:税抜 浜松市:浜松医療センターは指定管理(利用料金制)のため、市の医療収益は負担金収入のみ。 岡山市:金川病院は指定管理(利用料金制)の為、市の医療収入は無し。負担金収入のみ。 北九州市:門司病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医療収益は負担金収入のみ。	横浜市:税抜	横浜市:市民・YBSC(入院+外来)患者数合計	千葉市:感染症を含む 横浜市:市民・YBSCの入院収益合計 市民・YBSC入院患者数合計	横浜市:市民・YBSCの外来収益合計 市民・YBSC外来患者数合計		

(注)
・医療法施行規則第13条による病院報告及び医療施設調査により算出
・公的病院とは、医療法第31条の規定による公的医療機関に該当する病院を指す。
・(1)～(3)の数値は、令和6年3月31日現在
・(4)～(7)の数値は、令和5年度市立病院事業会計の決算額

13 公害関係(令和5年度実績)

区分	(1)苦情			(2)処理件	数	(翌年度繰越を除く。)
	件数	典型7公害	その他			
単位	件	件	件	件	件	件
札幌市	816	551	265	708	459	249
仙台市	230	230	0	168	168	0
さいたま市	483	482	1	483	482	1
千葉市	472	441	31	470	441	29
川崎市	728	722	6	762	749	13
横浜市	1,613	1,594	19	1,160	1,147	13
相模原市	199	199	0	199	199	0
新潟市	248	234	14	246	232	14
静岡市	136	136	-	136	136	-
浜松市	444	438	6	444	438	6
名古屋市	1,319	1,279	40	1,319	1,279	40
京都市	394	394	0	305	305	0
大阪市	1,451	1,430	21	1,282	1,266	16
堺市	326	306	20	265	252	13
神戸市	365	361	4	365	361	4
岡山市	232	231	1	232	231	1
広島市	283	281	2	279	277	2
北九州市	236	235	1	180	179	1
福岡市	561	555	6	558	552	6
熊本市	197	183	14	186	173	13
各市注釈						

(注)
・件数は、公害等調整委員会に提出された「公害苦情件数調査」による。
・典型7公害とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」をいう。

14 金融関係(令和5年度実績)

区分	融資実績		先端産業関係の融資実績	
	件	千円	件	千円
札幌市	4,431	63,312,532	-	-
仙台市	879	12,967,941	-	-
さいたま市	687	7,600,571	-	-
千葉市	301	4,943,075	-	-
川崎市	2,820	42,076,828	-	-
横浜市	6,365	104,846,562	-	-
相模原市	1,360	13,636,400	-	-
新潟市	992	4,253,807	-	-
静岡市	515	2,591,040	-	-
浜松市	60	409,300	-	-
名古屋市	7,142	125,712,288	-	-
京都市	4,962	96,036,723	-	-
大阪市	4	34,000	-	-
堺市	26	362,010	-	-
神戸市	※ 442	※ 1,541,750	…	…
岡山市	675	2,846,585	-	-
広島市	※ 2,391	※ 13,801,192	-	-
北九州市	2,716	22,506,716	-	-
福岡市	4,515	55,561,139	-	-
熊本市	561	2,050,638	-	-
各市注釈	神戸市:平成29年度から兵庫県制度へ一元化のため、市独自資金のみ記載 広島市:令和元年度から、中小企業金融対策及び水産業金融対策の合計数値を記載。		神戸市:左記に同じ 広島市:左記に同じ	

15 中央卸売市場の実績(令和5年度)

区分	取扱高			内訳								
				水産物		青果物		食肉		花き等		
単位	t	本鉢	千円	t	千円	t	千円	t	千円	t	本鉢	千円
札幌市	274,520	-	145,760,897	63,990	88,603,747	210,530	57,157,150	-	-	-	-	-
仙台市	212,553	88,859,588	142,379,735	65,607	77,696,528	126,699	35,312,465	20,247	21,175,275	-	88,859,588	8,195,467
さいたま市	7,892	-	6,105,872	-	-	-	-	7,892	6,105,872	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	105,895	29,862,771	50,657,648	16,639	21,455,361	89,255	26,914,030	-	-	-	29,862,771	2,288,256
横浜市	369,626	-	164,873,503	43,744	55,870,613	306,625	88,212,280	19,257	20,790,610	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	93,961	34,074,664	60,895,123	30,461	38,507,774	63,500	19,559,219	-	-	-	34,074,664	2,828,130
静岡市	66,159	-	33,111,563	17,560	20,234,009	48,599	12,877,554	-	-	-	-	-
浜松市	89,386	-	40,897,000	15,424	17,346,528	73,962	23,550,472	-	-	-	-	-
名古屋市	598,364	-	272,057,112	92,094	113,282,637	486,226	141,549,467	20,044	17,225,008	-	-	-
京都市	248,353	-	116,673,998	22,808	33,600,802	217,473	66,868,654	8,072	16,204,542	-	-	-
大阪市	765,446	-	373,735,832	99,154	138,450,459	651,261	211,952,161	13,073	20,485,036	1,958	-	2,848,176
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	151,661	33,690,869	97,699,714	30,373	44,055,895	114,371	34,057,889	6,916	16,776,683	-	33,690,869	2,809,247
岡山市	85,165	-	46,389,380	19,396	24,507,058	65,769	21,882,322	-	-	-	-	-
広島市	172,378	67,660,715	83,132,041	20,097	25,015,326	144,708	43,704,750	7,573	7,825,183	-	67,660,715	6,586,782
北九州市	115,605	-	32,379,357	-	-	115,605	32,379,357	-	-	-	-	-
福岡市	391,544	-	149,128,752	60,483	47,259,679	306,924	73,611,088	24,137	28,257,985	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
各市注釈												

16 都市公園

区 分	(1)都市公園数		(2)都市公園面積率			(3)市街化区域内 都市公園面積率			(4)市民1人当たり 都市公園面積	(5)街路樹総本数 (1m以上の高木)		(6)街路樹総本数 (1m未満の低木)	
	箇所	箇所	%	km ²	km ²	%	km ²	km ²		本	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	本	市民100人当たり 街路樹(低木)本数
単 位	箇所	箇所	%	km ²	km ²	%	km ²	km ²	m ²	本	本	本	本
札幌市	2,742	1,228	4.3	25.0	575.8	5.4	13.5	250.3	12.8	206,029	11.1	435,999	22.3
仙台市	1,855	439	3.8	16.9	443.0	6.0	10.9	180.8	15.9	48,471	4.6	※ 2,613,468	246.2
さいたま市	1,013	243	3.1	6.7	217.4	2.4	2.8	117.0	5.0	23,101	1.7	※ 1,043,380	77.5
千葉市	1,168	454	3.6	9.8	272.1	5.8	7.5	128.8	10.0	44,980	4.6	※ 362,465	※ 37.0
川崎市	1,204	361	4.2	6.1	144.4	4.6	5.9	127.3	4.0	※ 41,265	2.7	1,026,656	66.3
横浜市	2,728	736	4.3	18.8	436.5	4.0	13.6	337.7	5.0	※ 131,325	※ 3.5	※ 4,135,723	※ 109.8
相模原市	629	179	1.7	3.6	217.0	4.4	3.0	68.6	5.0	※ 49,742	※ 6.9	※ 487,572	※ 67.4
新潟市	1,452	205	1.2	8.4	726.3	3.7	4.8	129.9	11.0	※ 34,903	4.6	※ 506,953	66.3
静岡市	536	154	2.0	4.8	234.9	1.8	1.9	105.4	7.1	※ 20,776	※ 3.1	※ 47,836	※ 7.1
浜松市	592	185	1.3	6.5	514.6	3.2	3.2	98.9	8.4	※ 61,777	7.9	※ 1,915,187	243.4
名古屋市	1,497	749	5.0	16.4	326.4	5.4	16.3	302.6	7.1	※ 233,819	10.1	※ 2,596,537	111.8
京都市	963	283	1.4	6.7	480.5	2.4	3.6	149.8	4.7	※ 100,000	7.0	※ 500,000	34.8
大阪市	996	739	4.3	9.6	225.3	4.3	9.1	211.5	3.5	※ 135,000	4.9	※ 6,319,000	227.5
堺市	1,194	190	4.7	7.1	149.8	6.3	6.7	107.5	8.8	※ 45,242	5.6	※ 725,292	89.7
神戸市	1,693	491	4.7	26.4	557.3	9.7	19.8	203.4	17.6	262,286	17.6	4,189,752	280.6
岡山市	467	203	2.0	11.5	586.0	4.8	5.0	104.2	16.9	※ 59,157	※ 8.5	※ 662,786	※ 95.2
広島市	1,182	426	2.1	8.5	401.0	3.7	6.1	162.9	7.2	※ 36,328	3.1	※ 2,287,241	193.7
北九州市	1,719	783	2.4	11.9	488.6	3.9	7.9	205.8	13.2	123,721	13.6	2,490,303	273.8
福岡市	1,701	494	4.2	14.3	340.8	6.5	10.7	163.9	8.7	83,892	5.1	1,775,909	107.9
熊本市	1,139	242	2.0	7.2	354.3	3.9	4.2	108.0	9.8	※ 13,814	※ 1.9	※ 725,860	※ 98.7
各市注釈										川崎市:高木基準は3m以上 横浜市:高木基準3m以上で算出 相模原市:「街路樹」を「都市公園内の樹木」と読み替える。本数については、管理単位が「本」ではないものは係数を乗じ「本」に換算しているため、推計値となる。 新潟市:令和5年度末現在(高木基準は3m以上)。 静岡市:高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。 浜松市:高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。 名古屋市:0.6m以上の中高木で集計 京都市:高木基準は3m以上。公園の樹木本数を記載。 大阪市:令和5年度末の数値。 堺市:樹高3m以上を高木として集計する 岡山市:低木は㎡で把握しており、面積より換算した数値(5本/㎡) 広島市:令和6年3月末現在(高木基準は3m以上)。 熊本市:高木基準は3m以上。低木は面積で管理しており、本数は面積より換算した数値(5本/㎡)	横浜市:令和6年4月の人口あたり(3,767,635) 相模原市:左記に同じ 静岡市:左記に同じ 岡山市:左に同じ 熊本市:左に同じ	仙台市:面積より換算した数値(5本/㎡) さいたま市:面積より換算した数値(5本/㎡) 千葉市:本数は㎡で把握 横浜市:中木(1≦H<3m)は(6)に集計。中木(生垣)は3本/㎡で換算 相模原市:左記に同じ 新潟市:令和3年度末現在。 静岡市:低木は㎡で把握 浜松市:(5)に同じ 名古屋市:0.6m未満の低木で集計 京都市:(5)に同じ 大阪市:令和5年度末の数値。 堺市:樹高3m未満を低木として集計する 岡山市:左に同じ 広島市:令和3年3月末現在(3m未満を低木として計上)。 熊本市:左に同じ	千葉市:左記に同じ 横浜市:令和6年4月の人口あたり(3,767,635) 相模原市:左記に同じ 静岡市:左記に同じ 岡山市:左に同じ 熊本市:左に同じ

17 道路											18 河川										
区分	(1)都市計画道路整備率				(2)道路舗装率(延長)			(3)道路舗装率(面積)			区分	(延長)		一級河川	(延長)	二級河川	(延長)	準用河川		普通河川	
	都市計画道路本数	①都市計画道路整備延長	②都市計画道路計画延長			舗装道路実延長	道路実延長		舗装道路部面積	道路部面積		総数									
単位	%	本	km	km	%	km	km	%	km ²	km ²	単位	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)
札幌市	95.1	301	831.0	873.7	89.2	5,044.6	5,657.9	93.5	57.4	61.4	札幌市	597	(1,182.9)	44	(290.0)	19	(72.5)	62	(109.0)	472	(711.5)
仙台市	86.2	156	370.8	430.4	98.5	3,745.5	3,801.6	99.4	31.3	31.5	仙台市	44	(688.2)	18	(167.5)	11	(85.6)	15	(38.6)	※	… (396.5)
さいたま市	55.3	163	204.6	370.0	85.0	3,590.4	4,226.0	87.1	21.4	24.5	さいたま市	6,128	(1,647.5)	13	(89.9)	—	—	15	(33.6)	6,100	(1,524.0)
千葉市	76.3	151	289.6	378.9	91.9	3,113.1	3,388.8	97.1	23.7	24.4	千葉市	13	(52.2)	3	(14.6)	9	(36.4)	1	(1.2)	—	—
川崎市	71.7	102	219.0	305.3	90.8	2,252.7	2,481.1	97.0	16.0	16.5	川崎市	32	(110.8)	11	(64.5)	—	—	9	(20.5)	12	(25.8)
横浜市	64.7	220	525.1	811.7	98.3	7,520.6	7,647.9	99.2	52.0	52.4	横浜市	56	(2,314.6)	9	(61.5)	24	(121.7)	23	(31.5)	※	… (2,100.0)
相模原市	76.4	74	136.5	178.7	86.5	2,069.0	2,392.9	89.0	13.0	14.6	相模原市	2,895	(636.8)	10	(95.3)	3	(27.4)	3	(17.6)	2,879	(496.5)
新潟市	51.6	195	275.0	532.6	83.8	5,783.7	6,904.9	91.4	40.4	44.2	新潟市	44	(330.4)	33	(267.7)	10	(61.0)	1	(1.7)	—	—
静岡市	77.5	132	281.6	363.2	98.0	3,144.6	3,207.7	99.5	21.4	21.5	静岡市	2,176	(1,993.6)	53	(304.3)	49	(160.7)	31	(35.1)	2,043	(1,493.5)
浜松市	68.0	144	289.8	426.4	86.9	7,391.7	8,509.1	94.3	46.4	49.1	浜松市	13,361	(4,929.6)	41	(385.5)	29	(190.8)	66	(175.3)	13,230	(4,164.3)
名古屋市	95.7	344	942.6	985.4	97.9	6,204.1	6,339.8	99.2	52.8	53.2	名古屋市	57	(1,752.5)	16	(111.0)	14	(67.6)	27	(36.1)	※	… (1,537.8)
京都市	75.8	259	364.6	481.2	89.9	3,248.1	3,612.9	97.6	23.9	24.5	京都市	380	(849.0)	58	(360.4)	—	—	31	(50.0)	291	(438.5)
大阪市	80.4	190	413.2	513.9	93.5	3,436.1	3,675.8	98.2	33.1	33.7	大阪市	33	(146.0)	25	(139.1)	—	—	4	(5.0)	4	(1.9)
堺市	75.5	97	208.2	275.9	99.5	2,105.2	2,115.8	100	17.1	17.1	堺市	30	(88.1)	6	(24.0)	10	(35.2)	4	(9.2)	10	(19.6)
神戸市	89.6	542	712.7	796.3	76.5	4,583.8	5,944.2	94.3	35.4	37.6	神戸市	415	(649.7)	4	(33.1)	72	(199.8)	136	(180.8)	203	(236.0)
岡山市	70.9	106	218.3	307.7	83.2	5,446.8	6,545.4	93.8	31.6	33.7	岡山市	519	(741.2)	40	(222.9)	22	(114.1)	12	(13.1)	445	(391.1)
広島市	78.6	146	325.0	413.4	94.6	4,124.2	4,361.8	98.0	29.6	30.2	広島市	721	※ (1,010.3)	51	※ (374.1)	10	※ (88.8)	5	(6.3)	※	655 (541.1)
北九州市	83.5	266	507.1	607.4	92.7	3,940.2	4,251.3	98.0	31.6	32.2	北九州市	259	(394.1)	9	(41.2)	19	(97.0)	24	(40.1)	207	(215.9)
福岡市	85.1	264	430.7	506.1	98.3	3,816.6	3,884.4	99.3	28.2	28.4	福岡市	131	(257.9)	—	—	42	(143.4)	25	(49.7)	64	(64.9)
熊本市	72.5	108	※ 174.5	240.7	94.5	3,679.9	3,891.8	98.0	24.5	25.0	熊本市	88	(307.3)	32	(171.4)	12	(63.9)	31	(48.4)	13	(23.6)
各市注釈			熊本市:右記区間の延長の合計。道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。								各市注釈		広島市:一級・二級河川は、市域外も含む河川の総延長。		広島市:「総数(延長)」に同じ		広島市:「総数(延長)」に同じ				仙台市:普通河川数は計画されていない。 横浜市:普通河川数は計画されていない。 名古屋市:令和6年3月31日現在。普通河川数は計画されていない。 広島市:普通河川は、河川所管施設に限る。(下水道や農林が所管するものを除く)。

(注)

(1)の①都市計画道路整備延長と②都市計画道路計画延長は、国土交通省へ届ける都市計画現況調査の報告数値(令和6年3月31日時点)
また、①は道路「改良済」の数値、②は道路「計画」の数値
(2)の道路舗装率、(3)道路舗装率(面積)は、市管理分についての数値

(注)

河川は、市内を流れるもの(国・県管理河川を含む)

19 住宅

区分	(1)総戸数	持家戸数	借家戸数	充足率	1人当たり 居室数	1住宅当たり 居住室数	1住宅当たり 延べ面積	空室	(2)着工新 築住宅総 数	(3)公的賃 貸住宅数								1住宅当 たり延べ 面積	(3)公的賃 貸住宅数	市営住宅数	高齢者のみの世帯割合	高齢者単身世帯の 割合	市住宅供 給公社住 宅数	道府県當 住宅数	道府県住宅 供給公社住 宅数	独立行政法 人都市再生 機構住宅数	
										(床面積)	持家	床面積	貸家	床面積	給与住宅	床面積	分譲住宅										床面積
単位	戸	戸	戸	%	畳	室	㎡	戸	戸	(㎡)	戸	㎡	戸	㎡	戸	㎡	戸	㎡	㎡	戸	戸	%	%	戸	戸	戸	戸
札幌市	1,128,200	478,300	456,500	116.2	15.0	3.7	79.5	155,800	15,445	(1,103,865)	2,637	319,591	10,032	510,939	74	9,755	2,702	263,580	71.5	36,914	26,486	55.2	37.3	-	5,101	430	4,897
仙台市	604,700	262,300	248,500	112.5	13.9	3.7	78.4	67,600	9,965	(663,680)	1,414	163,569	6,131	268,241	7	785	2,413	231,085	66.6	17,956	11,746	46.9	34.6	-	4,295	1,431	518
さいたま市	656,300	359,000	207,700	109.6	13.6	3.9	81.3	56,500	12,453	(967,052)	1,995	236,403	5,383	266,333	1	94	5,074	464,222	77.7	19,295	2,507	54.2	37.7	-	9,614	-	7,117
千葉市	510,700	266,200	167,800	111.2	13.9	3.8	79.1	52,700	8,147	(581,320)	1,226	141,898	3,342	138,791	83	3,607	3,496	297,024	71.4	44,032	6,747	50.2	38.1	-	7,081	672	29,532
川崎市	836,900	349,300	371,700	109.7	12.4	3.2	63.9	75,100	12,502	(812,745)	1,342	149,047	5,620	261,779	30	1,468	5,510	400,451	65.0	32,632	17,601	57.7	39.2	1,690	4,107	2,235	6,900
横浜市	1,835,800	975,400	624,200	110.4	13.0	3.8	75.8	178,300	27,889	(1,995,916)	3,501	405,839	10,110	460,065	32	3,498	14,246	1,126,514	71.6	101,484	30,954	57.6	43.5	599	17,763	4,846	43,638
相模原市	369,300	203,900	113,700	109.1	13.3	3.9	77.4	30,200	5,607	(436,556)	937	102,002	1,710	70,940	7	607	2,953	263,007	77.9	12,471	2,794	53.1	35.9	-	4,043	1,608	4,026
新潟市	381,800	219,100	96,800	114.9	16.1	4.8	113.3	50,100	3,955	(345,343)	1,877	211,222	1,319	58,655	12	1,442	747	74,024	87.3	7,989	6,164	-	38.6	-	1,545	280	-
静岡市	346,100	183,200	99,000	117.4	14.4	4.4	94.6	52,700	4,038	-(337,204)	1,450	164,068	1,935	106,621	8	1,195	645	65,320	83.5	11,591	6,800	50.5	39.8	-	4,104	-	687
浜松市	371,400	209,200	103,900	114.1	14.9	4.6	100.8	47,400	5,095	(458,294)	2,137	245,532	1,620	84,756	14	1,948	1,324	126,058	89.9	8,473	5,729	49.1	35.9	-	2,744	-	-
名古屋市	1,310,600	526,200	550,300	116.1	13.9	3.6	76.9	173,000	24,139	(1,656,018)	3,276	400,033	10,625	497,071	68	10,224	10,170	748,690	68.6	109,774	61,687	51.7	35.4	1,554	19,116	2,578	24,839
京都市	842,300	381,800	311,200	114.4	13.4	3.6	72.8	105,300	9,753	(669,137)	1,476	170,477	4,472	209,904	23	2,474	3,782	286,282	68.6	40,591	22,573	48.4	35.1	209	4,212	71	13,526
大阪市	1,827,900	609,900	819,400	119.7	12.5	3.1	60.1	294,600	30,541	(1,687,929)	1,324	168,293	18,087	771,581	98	8,857	11,032	739,198	55.3	151,973	111,747	-	-	3,067	77	1,598	35,484
堺市	427,800	222,600	129,300	115.4	13.8	4.2	82.9	55,200	5,932	(421,063)	1,090	125,616	2,707	126,246	6	1,010	2,129	168,191	71.0	57,221	5,946	50.0	33.3	-	26,369	7,431	17,475
神戸市	852,400	423,700	278,100	115.9	14.5	3.9	77.5	118,400	8,880	(632,536)	1,083	126,066	3,010	139,515	4	1,626	4,653	360,358	71.2	91,494	44,763	55.8	42.8	2,514	12,871	1,085	30,261
岡山市	387,900	185,100	132,800	117.6	14.8	4.3	90.6	56,100	5,389	(412,634)	1,444	166,523	2,011	88,037	6	795	1,684	149,544	76.6	7,900	5,515	55.0	44.4	-	2,314	-	71
広島市	628,800	295,700	235,900	113.1	14.1	3.9	80.0	73,700	9,130	(657,029)	1,232	147,284	4,811	222,161	87	3,433	3,000	284,151	72.0	23,558	14,483	52.9	39.5	-	8,144	94	837
北九州市	517,800	235,300	182,300	118.8	14.1	3.9	79.8	82,700	5,740	(443,457)	1,142	130,138	2,963	151,131	10	1,304	1,625	160,884	77.3	51,516	32,592	55.8	41.2	2,790	3,791	2,859	9,484
福岡市	944,000	320,300	509,600	110.2	12.9	3.2	64.1	79,700	14,961	(1,022,419)	1,416	171,687	9,011	446,680	35	6,374	4,499	397,678	68.3	67,904	31,309	47.3	32.6	49	4,160	4,046	28,340
熊本市	331,100	171,800	147,500	99.0	13.4	3.9	84.7	51,000	6,365	(502,423)	1,470	165,549	3,164	159,596	23	2,459	1,708	174,819	78.2	20,062	13,226	50.9	37.6	-	6,836	-	-
各市注釈									岡山市：建築着工統計に「着工新築」に係る統計数値は無いため「着工新設」に係る数値を表している。	岡山市：左に同じ	岡山市：左に同じ							川崎市：民間建設の特低賃・高優賃＝99戸を含む。大阪市：令和6年3月31日時点 岡山市：令和6年3月31日時点 福岡市：令和6年3月31日時点 福岡市：令和6年3月31日現在 北九州市：令和5年4月1日現在 福岡市：令和5年									

(注)

- ・(1)の数値は、令和5年住宅・土地統計調査より算出
- ・(1)の総戸数には、居住なし住宅を含む。充足率は、総戸数÷世帯数(同居世帯を含む)により算出
- ・(2)の数値は、国土交通省所管の建築着工統計による令和5年中(1～12月)の数値
- ・(3)高齢者の定義は、65歳以上を基本とする。

(1)幼稚園（令和6年5月1日現在）

(2)市立小学校（令和6年5月1日現在）

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり児童数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(3) 市立中学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	市立中学校数のうち中高一貫教育校		イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
		併設型	連携型										
単位	校	校	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	96	-	-	29.0	1,518	44,027	120.7	1,397	1,686	3.1	3	11,549.8	1,108,781
仙台市	64	-	-	※ 26.0	※ 951	※ 24,760	119.4	847	1,011	100.0	64	12,330.0	789,121
さいたま市	58	1	-	31.7	998	31,679	※ 103.0	※ 827	※ 852	※ 100.0	※ 58	※ 13,252.6	※ 755,396
千葉市	53	1	-	29.3	736	21,577	104.0	758	788	100.0	53	13,576.1	719,535
川崎市	52	1	-	29.0	1,030	29,915	113.6	740	841	88.5	46	8,527.0	443,403
横浜市	143	2	-	29.9	2,521	75,437	77.1	2,072	1,597	100.0	144	6,419.0	※ 905,018
相模原市	34	-	-	28.1	575	16,170	107.8	463	499	100.0	34	12,558.1	426,974
新潟市	57	1	-	25.3	739	18,661	145.2	703	1,021	68.4	39	15,639.0	891,425
静岡市	43	-	-	25.8	559	14,395	100.3	559	594	97.7	43	11,815.5	508,065
浜松市	48	-	-	26.7	752	20,077	101.7	697	709	95.8	46	13,234.4	635,250
名古屋市	110	-	-	29.5	1,696	50,046	89.2	1,506	1,343	100.0	110	※ 9,997.9	1,109,771
京都市	※ 66	1	-	26.7	959	25,564	168.3	870	1,464	96.9	62	7,599.8	501,585
大阪市	※ 129	-	-	※ 25.4	※ 2,017	※ 51,202	109%	1,664	1,821	100.0	129	7,434.9	959,108
堺市	43	-	-	26.5	752	19,921	125.8	586	737	100.0	43	13,345.5	573,857
神戸市	80	-	-	29.4	1,126	33,139	99.0	1,551	1,535	98.8	79	12,515.0	1,001,199
岡山市	37	1	-	26.5	634	16,817	140.0	505	707	86.5	32	14,640.1	541,683
広島市	63	-	-	28.0	1,011	28,317	122.7	888	1,090	100.0	63	11,426.6	719,873
北九州市	※ 63	-	-	27.9	791	22,059	124.4	804	1,000	100.0	62	12,680.6	786,200
福岡市	※ 70	-	-	27.6	1,418	39,156	78.6	※ 977	768	※ 97.1	68	※ 10,574.5	740,218
熊本市	42	-	-	27.0	726	19,600	126.1	567	715	100.0	42	14,580.0	612,358
各市注釈	京都市:うち2校 休校中 大阪市:令和5年 度学校現況調査 確報値 北九州市:うち、 1校は夜間中学 福岡市:うち、1 校は夜間中学			仙台市:夜間学級(夜間中学)2学級を 含む 大阪市:アに同じ			さいたま 市:中等教 育学校を除 く。	さいたま市: 左記に同じ。 福岡市:夜間 中1校を含む	さいたま市: 左記に同 じ。	さいたま 市:左記に 同じ。 福岡市:分 母に夜間 中1校を含 む	さいたま市: 左記に同 じ。	さいたま市: 左記に同じ。 名古屋市:分 校扱いでも単 独でグラウン ドを保有する 学校について は、1校として 計算 福岡市:夜間 中1校を含む	さいたま市: 左記に同じ。 横浜市:グラ ウンド面積は 中高一貫校、 分校除く

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(4)義務教育学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
単位	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	1	11.1	9	100	33.3	18	6	0.0	0	8,114.0	8,114
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	3	25.2	96	2,419	80.3	66	53	100.0	3	9,730.0	29,191
相模原市	2	5.5	23	126	72.2	36	26	50.0	1	9,463.5	18,927
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	8	19.6	165	3,235	119.8	152	182	100.0	8	8,647.5	69,180
大阪市	1	21.2	40	847	74.0	27	20	100.0	1	10,670.0	10,670
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	2	20.0	45	899	136.6	41	56	100.0	2	12,911.5	25,823
岡山市	1	19.5	20	390	125.0	20	25	100.0	1	29,962.0	29,962
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
各市注釈											

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値

・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(5)高等学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 全日制学校数	(生徒数)		(生徒数)		その他 公立	(生徒数)		私立	(生徒数)		全日制制学校のうち中高一貫教育校			イ 定時制学校数	(生徒数)		市立	(生徒数)		(生徒数)		その他 公立	(生徒数)		私立	(生徒数)		定時制学校数のうち中高一貫教育校									
		校	(人)	校	(人)		学級数	(1学級当たりの 生徒数)		併設型	(生徒数)	連携型	(生徒数)	併設型		(生徒数)	連携型		(生徒数)	併設型	(生徒数)	連携型		(生徒数)	併設型		(生徒数)	連携型	(生徒数)	併設型	(生徒数)	連携型	(生徒数)	併設型	(生徒数)	連携型	(生徒数)	
単位		校	(人)	校	(人)	学級数	(1学級当たりの 生徒数)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	学級数	(1学級当たりの 生徒数)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	校	(人)	
札幌市		50	(39,467)	6	(4,968)	126	(39.2)	26	(19,791)	18	(14,733)	-	(-)	-	(-)	9	(2,269)	1	(1,144)	32	(35.8)	8	(1,122)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
仙台市	※	33	(29,889)	3	(2,344)	66	(35.5)	16	(12,358)	14	(15,187)	8	(8,147)	-	(-)	3	(338)	2	(287)	8	(35.9)	1	(51)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
さいたま市		29	(34,995)	3	(2,885)	72	(40.1)	16	(15,761)	10	(16,349)	1	(240)	-	(-)	1	(601)	-	(-)	-	(-)	1	(601)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
千葉市		29	(25,595)	2	(1,668)	42	(39.7)	19	(16,261)	8	(7,666)	5	(4,664)	-	(-)	3	(561)	-	(-)	-	(-)	3	(561)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
川崎市	※	25	(20,858)	5	(3,579)	95	(37.7)	14	(11,190)	6	(6,089)	1	(544)	-	(-)	6	(709)	4	(476)	38	(12.5)	2	(233)	-	(-)	1	(245)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
横浜市	※	89	(78,309)	8	(6,593)	171	(38.6)	44	(37,211)	37	(34,505)	2	(1,274)	-	(-)	2	(1,787)	1	(1,074)	43	(25.0)	1	(713)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
相模原市	※	15	(14,935)	-	(-)	-	(-)	10	(10,073)	5	(5,005)	1	(100)	-	(-)	2	(143)	-	(-)	-	(-)	2	(143)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
新潟市		26	(19,098)	1	(713)	18	(39.6)	17	(11,332)	8	(7,053)	3	(2,258)	-	(-)	2	(423)	1	(365)	15	(24.3)	1	(58)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
静岡市		26	(17,617)	2	(1,637)	45	(36.4)	11	(7,395)	13	(8,585)	6	(3,980)	-	(-)	4	(673)	0	(0)	0	(0.0)	4	(673)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
浜松市		28	(21,000)	1	(1,103)	27	(40.9)	17	(12,574)	10	(7,323)	6	(100)	1	(100)	4	(672)	-	(-)	-	(-)	4	(672)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
名古屋市		61	(64,835)	13	(11,311)	289	(39.1)	21	(19,983)	27	(33,541)	9	(11,107)	-	(-)	7	(1,529)	2	(815)	31	(26.3)	5	(714)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
京都市	※	52	(39,975)	9	(4,881)	130	(37.5)	17	(12,510)	26	(22,584)	1	(823)	-	(-)	5	(899)	2	(243)	13	(18.7)	3	(656)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
大阪市	※	81	(67,903)	-	(-)	-	(-)	45	(30,389)	36	(37,514)	-	(-)	-	(-)	11	(1,398)	-	(-)	-	(-)	11	(1,398)	11	(1,398)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
堺市		22	(16,996)	1	(629)	18	(34.9)	13	(10,432)	8	(5,935)	-	(-)	-	(-)	3	(338)	1	(76)	11	(6.9)	2	(262)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
神戸市		50	(36,535)	5	(4,958)	126	(39.3)	19	(14,358)	26	(17,219)	8	(100)	-	(-)	6	(1,069)	3	(760)	36	(21.1)	3	(309)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
岡山市		25	(19,906)	1	(450)	12	(37.5)	15	(11,181)	9	(8,275)	1	(819)	-	(-)	1	(357)	-	(-)	-	(-)	1	(357)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
広島市	※	39	(29,993)	6	(4,990)	133	(37.5)	15	(10,769)	18	(14,234)	5	(3,746)	-	(-)	3	(829)	1	(781)	-	(-)	1	(48)	1	(48)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
北九州市	※	36	(22,555)	1	(584)	15	(38.9)	20	(12,162)	15	(9,809)	-	(-)	-	(-)	4	(1,053)	-	(-)	-	(-)	4	(1,053)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
福岡市		40	(41,800)	4	(3,599)	93	(38.7)	14	(14,729)	22	(23,472)	...	(...)	...	(...)	2	(1,093)	-	-	-	-	2	(1,093)	-	-	-	-	...	(...)	...	(...)	...	(...)	...	(...)			
熊本市		-	-	2	(1,515)	...	(...)	-	(-)	-	(-)	...	(...)	...	(...)	2	(190)	-	(-)	-	(-)	2	(190)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
各市注釈	仙台市：うち1校は定時制と併設。大坂市：うち6校は定時制と併設。大坂市：うち2校は定時																																					

(6)中等教育学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	後期課程の全・定別			イ 1学級 当たり生徒数 (前期課程)	学級数 (前期課程)	生徒数 (前期課程)	ウ 生徒数 (後期課程)
		全日制	定時制	併置				
単位	校	校	校	校	人	学級	人	人
札幌市	1	1	-	-	39.9	12	479	451
仙台市	1	1	-	-	35.0	12	420	391
さいたま市	1	1	-	-	39.6	12	475	450
千葉市	1	1	-	-	39.8	12	477	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
※ 横浜市	0	0	0	0	0.0	0	0	0
相模原市	1	1	-	-	34.4	14	481	454
新潟市	1	1	-	-	39.4	9	355	309
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
※ 大阪市	1	1	-	-	-	-	-	18
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
※ 神戸市	※ 1	※ 1	-	-	※ 40.3	※ 9	※ 363	※ 349
岡山市	1	1	-	-	※ -	※ -	480	459
広島市	1	1	-	-	29.8	12	357	330
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-
各市注釈	横浜市:中等教育学校については市立のみ計上。 大阪市:令和6年度学校基本調査確定値 神戸市:中等教育学校については公立のみ計上 岡山市:公立のみ計上	神戸市:左記に同じ			神戸市:アに同じ 岡山市:把握していない	神戸市:左記に同じ 岡山市:左に同じ	神戸市:左記に同じ	神戸市:左記に同じ

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数(前期課程)は、特別支援学級を含めて算出

(7)特別支援学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当 たり児童数 及び生徒数	ウ プール		プール保 有率	プール保 有校数	エ 1校当 たりグラ ウンド保 有面積	
			学級数	児童数及 び生徒数			保 有 面 積	グラ ウンド 総面積
単位	校	人	学級	人	%	校	m ²	m ²
札幌市	5	5.7	62	291	0.0	0	1,275.0	6,375
仙台市	12	3.9	298	1,176	41.7	5	3,730.7	44,768
さいたま市	2	2.6	37	98	100.0	2	0.0	0
千葉市	3	5.6	75	423	100.0	3	8,832.3	26,497
川崎市	4	3.9	166	647	75.0	3	3,808.5	15,234
横浜市	13	3.4	435	1,467	85.0	11	2,686.0	34,910
相模原市	3	3.6	146	532	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...
新潟市	※ 2	3.7	90	334	100.0	2	3,984.5	7,969
静岡市	7	—	※ —	999	※ —	※ —	※ —	※ —
浜松市	※ 8	3.8	308	1,177	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...
名古屋市	※ 5	※ 6.0	※ 209	※ 1,254	※ 100.0	※ 5	※ 2,510.0	※ 10,040
京都市	8	4.1	303	1,228	50.0	4	2,697.1	21,577
大阪市	※ 17	4.0	758	3,054	—	—	—	—
堺市	2	4.4	109	475	100.0	2	7,950.5	15,901
神戸市	6	3.7	363	1,334	100.0	6	5,737.7	34,426
岡山市	0	—	0	0	0.0	0	0.0	0
広島市	※ 1	※ 4.9	※ 117	※ 577	※ 100.0	※ 1	※ 4,186.0	※ 4,186
北九州市	※ 8	4.1	325	1,333	75.0	6	3,826.9	30,615
福岡市	※ 9	※ 4.3	※ 458	※ 1,973	※ 77.8	※ 7	※ 5,026.1	※ 45,235
熊本市	2	6.7	21	141	0.0	0	4,970.0	9,940
各市注釈	新潟市：市立のみ。 浜松市：令和5年度静岡県 学校名簿（令和5年4月1日 現在）による。 名古屋市：市立のみ 大阪市：令和6年度学校基 本調査確定値。市立につ いては、平成28年4月に府 へ移管している。 広島市：市立のみ。 北九州市：市立のみ 福岡市：市立のみ。		名古屋市：把 握していい ない。 名古屋市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ		名古屋市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ		相模原市：把握していない。 静岡市：把握していない。 浜松市：把握していない。 名古屋市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 福岡市：左記に同じ	

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値

(8) 私立学校への助成状況（令和5年度決算額）

区分	ア 幼稚園				イ 小学校				ウ 中学校				エ 高等学校			
	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助
単位	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
札幌市	698,202	127,000	23,465	547,737	19,988	19,988	-	-	4,867	4,867	-	-	90,151	90,151	-	-
仙台市	176,833	3,981	1,500	171,352	1,355	-	-	1,355	2,187	-	-	2,187	35,000	-	-	35,000
さいたま市	202,875	-	3,000	199,875	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	1,000
千葉市	134,567	-	6,000	128,567	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	365,408	0	7,762	357,646	-	-	-	-	※ 1,060	※ 752	※ 308	-	※ 1,168	※ 1,168	※ -	-
横浜市	296,450	26,000	36,000	234,450	1,663	1,663	-	-	8,449	8,449	-	-	46,836	46,836	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	6,554	-	44	6,510	-	-	-	-	4	-	-	4	35,311	-	-	35,311
静岡市	20,113	-	-	20,113	3,295	-	-	3,295	7,462	-	-	7,462	44,349	-	-	44,349
浜松市	53,438	-	2,842	50,596	453	-	-	453	1,941	1,761	-	180	12,045	11,407	-	638
名古屋市	213,876	117,005	7,843	89,028	-	-	-	-	-	-	-	-	53,858	53,840	18	-
京都市	456,880	149,390	4,360	303,130	-	-	-	-	-	-	-	-	14,400	-	2,396	12,004
大阪市	17,000	-	-	17,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	36,000	-	-	36,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	172,212	152,981	2,512	16,719	-	-	-	-	-	-	-	-	109,914	-	-	109,914
岡山市	7,374	-	-	7,374	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	59,263	469	1,558	※ 57,236	-	-	-	-	2,526	-	480	2,046	65,082	-	8,371	56,711
北九州市	364,430	197,390	41	166,999	※ 2,134	1,511	-	623	※ 5,703	4,951	-	752	※ 53,745	50,711	233	2,801
福岡市	720,260	-	-	720,260	-	-	-	-	-	-	-	-	39,486	39,486	-	-
熊本市	4,499	-	4,499	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,000	-	24,000	12,000
各市注釈				広島市:令和5年度私立幼稚園振興事業補助金として各私立幼稚園に対して交付している補助金は研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を計上している。	北九州市:企業版ふるさと納税を活用した私立学校(小中学校等)支援事業を実施。				川崎市:各種学校に対する補助金は含まず。北九州市:イに同じ	川崎市:令和5年度川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金として交付したものの。	川崎市:令和5年度川崎市私立中学校長協会補助金として交付したもの。川崎市私立中学高等学校長協会に対して交付しており、学校と高等学校を区別していないため、「ウ 中学校」研修費補助欄に全額を記入。		川崎市:ウ「補助金額」に同じ。北九州市:イに同じ	川崎市:ウ「設備整備費補助」に同じ	川崎市:ウ「研修費補助」に同じ	

(注)

・補助金額は、市単独補助事業費のみ計上する。

(9)市立大学(令和6年5月1日現在)

区 分	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	和歌山市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市								
ア 名称	公立大学法人 札幌市立大学	-	-	川崎市立看護大学	横浜国立大学	-	-	-	-	公立大学法人名古屋市立大学	公立大学法人京都市立芸術大学	大阪公立大学	大阪市立大学	-	ア公立大学法人 神戸市看護大学	-	広島市立大学	北九州市立大学	-	-							
イ 設置年月日	平成18年4月1日	-	-	令和4年4月1日	(横浜市が法人を設立) 平成17年4月1日	-	-	-	-	平成18年4月1日(法人化)	昭和44年4月1日 (平成24年4月1日公立 大学法人化)	令和4年4月1日 (沿革 大阪市立大学 昭和24年4月1日設置 平成18年4月1日公立大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	昭和24年4月1日 (平成18年4月1日公立 大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	-	イ平成8年4月1日 (平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	-	平成6年(1994年)4月1日 (平成22年(2010年)4月1日 公立大学法人移行)	昭和21年7月 (平成17年4月1日公立 大学法人化)	-	-							
ウ 学科別学生数(人)	デザイン学部デザイン学科 391 デザイン研究科 53 看護学部看護学科 346 看護学研究科 46 助産学専攻科 9	-	-	看護学部 300	国際教養学部 国際教養学科 1,276 国際商学部 国際商学科 1,195 理学科 531 国際総合科学部 国際総合科学科 22 データサイエンス学部 データサイエンス学科 275 医学部医学科 553 医学部看護学科 427 計 4,279 都市社会文化研究科 58 国際マネジメント研究科 51 生命ナノシステム科学研究科 131 生命医科学研究科 131 医学研究科医科学専攻 432 医学研究科看護学専攻 データサイエンス研究科 90 計 960 総計 5,239	-	-	-	(学部) 医学部 医学科 589 薬学部 薬学科 387 生命薬科学科 209 経済学部 教養課程 271 公共政策学科 301 マネジメントシステム学科 267 会計ファイナンス学科 201 人文社会学部 現代社会学科 300 国際文化学科 313 心理教育学科 268 芸術工学部 情報環境デザイン学科 124 建築都市デザイン学科 168 看護学部 看護学科 400 総合生命理学科 総合生命理学科 180 データサイエンス学部 データサイエンス学科 160 (大学院) 医学研究科 289 薬学研究科 138 経済学研究科 85 人間文化研究科 91 芸術工学研究科 82 看護学研究科 68 理学研究科 67	-	-	-	美術学部 561 美術科 294 デザイン科 122 工芸科 124 総合芸術科 21 音楽学部 265 音楽学科 265 大学院 229 美術研究科(修士) 138 (博士) 31 音楽研究科(修士) 55 (博士) 5 文学部 教養課程 164 哲学歴史学科 55 人間行動学科 129 言語文化学科 78 文化構想学科 71 法学部 法学科 564 経済学部 経済学科 889 商学部 看護学科 555 商学科 202 公共経営学科 75 理学部 数学科 121 物理学科 229 化学科 257 生物学科 123 地球学科 76 生物化学科 110 工学部 航空宇宙工学科 113 海洋システム工学科 91 機械工学科 383 建築学科 106 都市学科 147 電子物理工学科 310 情報工学科 227 電気電子システム工学科 192 応用化学科 207 化学工学科 126 マテリアル工学科 129 化学バイオ工学科 170 農学部 応用生物科学科 156 生命機能化学科 159 緑地環境科学科 152 獣医学部 獣医学科 129 医学部 医学科 285 リハビリテーション学科 152 看護学部 看護学科 476 生活科学部 食栄養学科 199 居住環境学科 131 人間福祉学科 139 大学院計 3,251 現代システム科学研究科 115 文学研究科 113 法学研究科 81 ※法曹養成専攻含む 経済学研究科 61 経営学研究科 58 都市経営研究科 140 情報学研究科 222 理学研究科 518 工学研究科 1157 農学研究科 225 獣医学研究科 19 医学研究科 214 リハビリテーション学研究科 59 看護学研究科 117 生活科学研究科 152	-	-	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 396 大学院(博士前期) 37 大学院(博士後期) 17 科目等履修生 1 合計 451 エ 教員数 56 ア神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 396 大学院(博士前期) 37 大学院(博士後期) 17 科目等履修生 1 合計 451 エ 教員数 56 ア神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	-	国際学部 国際学科 466 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 232 情報工学科 202 知能工学科 189 システム工学科 190 医用情報科学科 116 芸術学部 美術学科 178 デザイン工芸学科 176 大学院 国際学研究科 28 情報科学研究科 181 芸術学研究科 80 平和学研究科 20 英米学科 691 ロシア学科 183 中国学科 239 イスパニア学科 196 国際関係学科 392 第2部英米学科 385 学部・2部 計2,086 大学院 修士課程 68 博士課程 38 大学院 計106 合計 2,192	-	国際学部 国際学科 466 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 232 情報工学科 202 知能工学科 189 システム工学科 190 医用情報科学科 116 芸術学部 美術学科 178 デザイン工芸学科 176 大学院 国際学研究科 28 情報科学研究科 181 芸術学研究科 80 平和学研究科 20 英米学科 691 ロシア学科 183 中国学科 239 イスパニア学科 196 国際関係学科 392 第2部英米学科 385 学部・2部 計2,086 大学院 修士課程 68 博士課程 38 大学院 計106 合計 2,192	-	外国語学部 英米学科 620 中国学科 241 国際関係学科 387 経済学部 経済学科 614 経営情報学科 625 文学部 比較文化学科 642 人間関係学科 344 法学部 法律学科 762 政策科学科 324 地域創生学群 地域創生学類 515 国際環境工学部 エネルギー・循環化学科 197 機械システム工学科 188 情報システム工学科 314 建築デザイン学科 228 環境生命工学科 196 学部計 6,197 大学院(修士・博士前期) 法学研究科 5 社会システム研究科 21 国際環境工学研究科 163 (博士後期) 社会システム研究科 21 国際環境工学研究科 163 (専門職学位) マネジメント研究科 41 大学院計 566	-	-
エ 教員数(人)	73	-	-	36	822	-	-	-	-	807	100	1354	- ※	-	79	-	197 (広島平和研究所を含む)	261	-	-							
各市注釈												ウ総数:令和4年に開学した大阪公立大学に入学した学生数。 エ:教員は全て大阪公立大学の教員となる。															

(10)市立図書館

21 港湾（令和5年実績）

区分	ア 設置数	イ 市民100人当たりの蔵書数	蔵書数	ウ 市民100人当たりの個人貸出冊数	令和5年度 延個人貸出冊数	エ 市民1人当たりの図書購入人員	令和5年度 図書購入費	区分	(1)海上出入貨物						(2)外資コンテナ 貨物取扱個数												
									ア 外資	輸入	輸出	イ 内資	移入	移出													
単位	館	冊	冊	冊	冊	円	円	単位	t	t	t	t	t	t	TEU												
札幌市	※	12	138.0	※	2,712,462	269.9	※	5,304,941	47.6	93,488,645	札幌市	※	-	-	-	-	-	-	-								
仙台市		7	183.0		1,999,483	372.8	※	4,073,267	94.1	102,771,492	仙台市	※	34,626,444	※	9,779,006	※	8,559,312	※	1,219,694	※	24,847,438	※	12,559,186	※	12,288,252	※	81,887
さいたま市		25	265.5		3,574,577	601.0		8,091,447	74.4	100,192,060	さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
千葉市	※	15	200.0	※	2,164,945	317.0	※	3,114,795	79.8	78,396,000	千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
川崎市		12	125.0		1,935,645	365.6		5,659,659	63.1	97,737,000	川崎市	63,195,748	38,088,507	32,873,177	5,215,330	25,107,241	11,638,291	13,468,950	85,732								
横浜市		18	107.7		4,057,293	295.3		11,125,289	72.0	271,208,000	横浜市	100,967,965	71,425,530	41,929,862	29,495,668	29,542,435	17,375,934	12,166,501	2,686,431								
相模原市	※	29	201.3	※	1,456,450	295.3		2,136,053	58.8	42,520,000	相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟市	※	19	248.2	※	1,897,139	482.5	※	3,687,848	118.7	90,709,000	新潟市	27,589,631	11,687,267	10,770,118	917,149	15,902,364	9,216,997	6,685,367	159,673								
静岡市		12	329.2	※	2,223,847	545.7	※	3,687,038	161.0	108,743,000	静岡市	※	15,830,335	※	9,254,882	※	5,926,179	※	3,328,703	※	6,575,453	※	4,644,546	※	1,930,907	※	410,498
浜松市	※	24	339.7		2,638,391	461.9		3,588,160	166.8	129,544,661	浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
名古屋市	※	21	140.3	※	3,258,052	424.7	※	9,862,149	60.2	139,829,959	名古屋市	157,844,606	109,051,773	65,987,345	43,064,428	48,792,833	24,446,882	24,345,951	2,534,122								
京都市		20	136.4	※	1,959,495	487.9	※	7,008,074	122.9	176,554,682	京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大阪市		24	156.7		4,351,131	373.0		10,358,244	44.9	124,833,104	大阪市	※	82,498,604	33,479,395	25,139,498	8,339,897	49,019,209	27,920,932	21,098,277	1,981,370							
堺市	※	15	243.6	※	1,968,985	482.5	※	3,900,412	96.6	78,100,238	堺市	34,966,888	16,036,224	15,288,073	748,151	18,930,664	11,748,908	7,181,756	0								
神戸市		12	149.8		2,236,376	418.3		6,244,812	92.8	139,334,846	神戸市	92,057,541	50,328,732	28,529,488	21,799,244	41,728,809	24,114,183	17,614,626	2,191,442								
岡山市		10	256.2		1,783,703	547.3		3,811,017	136.7	95,209,628	岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島市	※	13	195.1	※	2,293,042	381.2	※	4,480,668	84.4	99,242,019	広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北九州市		14	206.3	※	1,876,622	328.6		2,989,265	73.2	66,551,780	北九州市	98,574,063	24,939,890	19,263,132	5,676,758	73,634,173	38,601,379	35,032,794	422,420								
福岡市		12	124.0		2,041,223	236.0		3,884,860	40.6	66,778,347	福岡市	32,398,177	18,031,190	9,541,824	8,489,366	14,366,987	10,138,314	4,228,673	832,091								
熊本市	※	5	225.3	※	1,657,614	380.3	※	2,798,072	90.1	66,266,950	熊本市	3,353,752	151,691	81,178	70,513	3,202,061	1,884,738	1,317,323	9,011								
各市注釈	札幌市：図書館条例による設置館のみ。区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等は含まない。 千葉市：公民館図書室は含まない。 相模原市：公民館等図書室を含む。 新潟市：図書館条例による図書館のみ。 浜松市：分室扱いの1施設含む。人口以外の数値はすべて令和6年3月31日時点のもの。 名古屋市：令和5年3月31日時点 堺市：図書施設(2施設)と、返却・予約資料の貸出のためのサービスポイント(1施設)を含む 岡山市：設置数は、図書館条例での設置館9館＋サービスポイントの緑の図書室。人口は住民基本台帳による。図書購入費は、緑の図書室図書費も含む。 広島市：分室扱いの2施設を含む。 熊本市：図書館のみ。 札幌市：区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等を含む。 仙台市：図書のみ 千葉市：令和5年3月31日現在の数値。また、公民館図書室は含まない。 相模原市：令和6年3月31日時点の数値 新潟市：令和6年3月31日時点の、19図書館のほかに20地区図書室を含む。図書・視聴覚資料、電子書籍を含む。 広島市：左記に同じ 熊本市：イに同じ 千葉市：アに同じ 静岡市：イに同じ 名古屋市：人口は令和5年4月1日時点 京都市：図書・雑誌(電子書籍を含む) 広島市：左記に同じ 熊本市：イに同じ 札幌市：イ蔵書数に同じ 仙台市：図書・雑誌(電子書籍を除く) 千葉市：イ蔵書数に同じ 新潟市：令和6年3月31日時点の、19図書館のほかに20地区図書室を含む。図書・雑誌・視聴覚資料、電子書籍を含む。 名古屋市：令和5年3月31日時点 堺市：イ蔵書数に同じ 広島市：左記に同じ 熊本市：イに同じ 仙台市：図書のみ 千葉市：左記に同じ 新潟市：電子書籍を除く。 名古屋市：図書・雑誌(新聞・電子書籍・追録を除く)。令和5年3月31日時点。 堺市：イ蔵書数に同じ 神戸市：垂水図書館、北図書館移転のための資料費含む 岡山市：アに同じ 広島市：左記に同じ。また、雑誌新聞費を除く。 熊本市：雑誌・新聞・追録・電子書籍を除く。																										

22 上水道（令和5年度実績）

区分	(1) 1人年間配水量			(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量	(4) 有収率	(5) 家事用1箇月料金					区分	(1) 1給水工場年間配水量			(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量
	年間総配水量	給水人口 (令和5年3月末)					年間有収水量	最多口径	10㎡	20㎡	適用年月日		年間総配水量	給水工場数			
単位	㎡	㎡	人	㎡	㎡	%	㎡	mm	円	円		単位	㎡	㎡	工場	㎡	㎡
札幌市	97.6	191,203,450	1,958,377	572,300	522,414	93.7	179,149,151	13	1,452	3,652	平成9年4月1日	札幌市	-	-	-	-	-
仙台市	108.5	115,221,329	1,061,787	343,998	327,251	94.1	112,721,483	13	1,518	3,553	平成10年4月1日	仙台市	-	-	-	-	-
さいたま市	100.2	134,782,390	1,345,476	395,580	368,258	94.2	127,037,730	20	1,573	3,498	平成12年4月1日	さいたま市	-	-	-	-	-
千葉市	103.3	4,651,436	45,048	14,178	12,709	98.3	4,574,126	20	1,600	3,250	平成8年4月1日	千葉市	-	-	-	-	-
川崎市	116.5	180,294,900	1,548,226	520,900	492,609	93.5	168,510,326	20	792	2,321	平成22年4月1日	川崎市	1,693,555.8	130,403,800	77	422,900	356,295
横浜市	107.1	403,631,300	3,767,595	1,174,000	1,102,818	92.4	372,967,332	20	1,070	3,017	令和3年7月1日	横浜市	499,511.3	33,467,260	67	130,380	91,441
相模原市	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	※ ...	...	相模原市	-	-	-	-	-
新潟市	127.4	97,051,106	761,489	302,136	265,167	92.9	90,139,944	13	1,375	2,497	平成13年4月1日	新潟市	-	-	-	-	-
静岡市	127.1	84,114,920	661,891	244,828	229,822	81.2	68,297,700	20	1,430	2,607	令和2年10月1日	静岡市	-	-	-	-	-
浜松市	113.3	86,463,205	762,997	257,457	236,238	90.7	78,383,643	13	1,100	2,156	※ 平成19年7月1日	浜松市	-	-	-	-	-
名古屋市	110.3	270,813,988	2,456,017	792,902	739,929	95.2	257,753,865	13	731	2,425	平成22年9月1日	名古屋市	117,650.1	12,823,857	109	41,500	35,038
京都市	121.9	174,782,543	1,434,086	※ 505,484	※ 478,150	※ 91.7	※ 160,439,708	20	1,067	3,014	平成25年10月1日	京都市	-	-	-	-	-
大阪市	141.9	394,101,507	2,777,328	※ 1,145,900	※ 1,083,055	※ 92.1	※ 364,903,027	25	1,045	2,112	平成27年10月1日	大阪市	※ 62,069.2	※ 21,351,810	344	※ 72,420	※ 58,338
堺市	111.8	91,239,909	815,949	266,340	249,289	92.3	84,255,620	20	1,122	2,464	令和元年12月1日	堺市	-	-	-	-	-
神戸市	120.7	179,998,560	1,490,720	521,110	491,799	92.4	166,310,738	20	968	2,563	平成9年4月1日	神戸市	214,376.7	15,649,502	73	62,260	42,758
岡山市	121.9	84,788,681	695,455	250,546	231,663	90.8	77,016,096	13	1,254	2,882	令和6年4月1日	岡山市	536,677.1	7,513,479	14	24,511	20,529
広島市	106.4	129,428,125	1,216,402	378,186	353,629	94.6	122,475,666	20	946	2,453	平成22年4月1日	広島市	-	-	-	-	-
北九州市	110.3	105,045,379	952,152	315,146	287,009	90.3	94,890,442	13	858	2,200	平成21年4月1日	北九州市	662,161.9	46,351,330	70	157,080	126,990
福岡市	94.2	154,448,500	1,638,900	458,500	421,990	96.0	148,225,148	13	1,122	2,827	平成9年4月1日	福岡市	62,889	1,886,675	30	6,922	5,155
熊本市	111.8	79,697,550	712,763	229,976	217,753	87.5	69,706,062	13	1,155	2,640	平成21年9月1日	熊本市	4,500.7	45,007	10	148.2	123.6
各市注釈	相模原市：企業庁所管のため不明。	相模原市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ 京都市：分水量220,502m3/年を含む。 大阪市：分水量2,296,493m3/年を含む	相模原市：左記に同じ 京都市：左記に同じ 大阪市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ 京都市：左記に同じ 大阪市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ 京都市：左記に同じ 大阪市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ	相模原市：左記に同じ 浜松市：平成22年3月31日までの経過措置有り。	各市注釈	大阪市：配水量に上水道からの応援給水量は含まない	大阪市：左記に同じ		大阪市：(1)に同じ	大阪市：左記に同じ

(注)
・(1)1人年間配水量は分水量を除いた数値である。
・(5)の家事用1箇月料金は消費税込み。適用年月日は消費税増税によるものを除く。

24 下水道

区 分	(1) 排水区域面積率	排水区域面積 km ²	(2) 処理区域面積率	処理区域面積 km ²	(3) 人口普及率	処理区域内人口 人	(4) 下水処理場数			(5) 水洗化普及率			(6) 家事用1箇月使用料		
	%		%		%		1日当たりの 下水処理能力 所	1日当たりの 平均下水処理水量 m ³	1日当たりの 平均下水処理水量 m ³	%	水洗化戸数 戸	処理区域内戸数 戸	10m ³ 円	20m ³ 円	適用年月日
単 位	%	km ²	%	km ²	%	人	所	m ³	m ³	%	戸	戸	円	円	
札幌市	99.2	248.3	99.2	248.3	99.8	1,966,400	10	1,147,000	871,750	99.9	960,108	960,631	660	1,397	平成9年4月1日
仙台市	96.0	173.5	96.0	173.5	98.7	1,048,110	5	438,700	347,998	※ 99.7	※ 534,930	※ 536,577	773	1,917	平成14年6月1日
さいたま市	107.5%	125.7	107.5%	125.7	95.1	1,280,019	1	23,000	12,060	97.9	600,199	613,035	919	2,459	平成26年6月1日
千葉市	95.9	123.6	95.9	123.6	97.5	956,140	2	340,100	188,969	99.6	476,771	478,618	853	2,140	令和6年4月1日
川崎市	※ 95.0	107.2	※ 95.0	107.2	99.5	1,541,588	※ 5	1,034,900	481,332	99.7	773,431	775,659	748	2,156	平成16年4月1日
横浜市	93.5	315.9	93.5	315.9	※ 100.0	3,752,351	11	2,141,400	1,440,700	99.8	1,872,798	1,876,362	737	2,035	平成13年4月1日
相模原市	55.7	36.7	117.6	77.5	97.5	698,610	-	-	-	99.3	344,759	347,230	963	2,036	令和元年10月1日
新潟市	101.1	131.3	101.1	131.3	87.3	667,244	4	208,750	222,479	92.4	304,872	330,088	1,309	3,047	平成16年7月1日
静岡市	86.0	90.6	86.0	90.6	88.3	596,772	7	516,770	394,667	91.8	267,454	291,344	1,402	2,777	令和5年4月1日
浜松市	143.9	142.3	143.9	142.3	81.7	642,426	6	343,000	256,996	97.0	315,820	325,667	1,661	2,948	平成29年10月1日
名古屋市	96.4	291.8	96.4	291.8	99.4	2,308,300	15	1,900,500	1,057,312	99.8	1,315,149	1,317,125	616	1,804	平成12年1月1日
京都市	※ 104.3	※ 156.3	※ 104.3	※ 156.3	※ 99.5	※ 1,428,900	5	1,256,650	788,032	※ 99.4	※ 568,160	※ 571,688	770	2,013	平成25年10月1日
大阪市	97.7	190.7	97.7	190.7	99.9	2,752,401	※ 13	2,844,000	1,672,730	100.0	1,675,864	1,675,900	605	1,276	令和元年11月1日
堺市	92.3	102.1	92.3	102.1	98.5	802,535	3	303,900	213,639	96.4	382,760	396,898	1,281	2,821	平成29年10月1日
神戸市	85.4	173.0	85.4	173.0	98.2	1,473,952	6	710,200	485,127	99.9	781,935	782,698	660	1,760	令和2年4月1日
岡山市	78.1	81.4	78.1	81.4	69.2	481,682	8	79,580	46,337	93.8	166,286	177,369	1,273	3,011	平成20年4月1日
広島市	90.9	146.8	90.9	146.8	96.5	1,134,695	5	468,100	352,847	98.8	560,296	567,162	786	2,260	平成20年7月1日
北九州市	80.8	166.2	80.8	166.2	99.9	914,684	5	621,000	412,444	99.6	489,253	491,420	697	2,248	平成11年11月1日
福岡市	104.0	172.0	104.0	172.0	99.7	1,641,460	6	704,200	512,300	99.8	※ 873,568	※ 875,476	979	2,651	平成17年6月1日
熊本市	114.7	123.8	114.7	123.8	91.0	663,956	5	285,400	248,703	97.6	289,975	297,044	1,036	2,346	平成21年9月1日
各市注釈	川崎市:排水(処理)区域面積率は、区域面積÷市全域の予定処理区域面積 京都市:令和5年度未現在。	京都市:左記に同じ	川崎市:(1)に同じ 京都市:左記に同じ	京都市:左記に同じ	横浜市:人口普及率は小数点第2位を四捨五入で「概成100%」として表記。 京都市:左記に同じ	京都市:左記に同じ	川崎市:下水汚泥焼却施設を含む。 大阪市:うち1か所は舞洲スラッジセンター			仙台市:戸数ではなく世帯数 京都市:水洗化普及率は令和5年度末水洗化率(接続率)、水洗化戸数は接続済給水装置数	仙台市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 福岡市:戸数ではなく世帯数	仙台市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 福岡市:左記に同じ			

(注)
・(1)の排水区域面積率は、排水区域面積÷市街化区域面積
・(2)の処理区域面積率は、処理区域面積÷市街化区域面積
・(3)の人口普及率は、処理区域内人口÷総人口
・(4)の1日当たりの平均下水処理水量は令和5年度実績
・(6)の家事用1箇月使用料は、処理区域内の使用料で消費税込み

25 交通
(1) パス

区 分	単 位	札幌市	仙 台 市	さいたま市	千葉市	川 崎 市	横 浜 市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋 市	京 都 市	大阪市	堺 市	神 戸 市	岡山市	広島市	北 九 州 市	福岡市	熊本市	
ア 営 業 キ ロ	km	-	565.1	-	-	197.7	511.6	-	-	-	-	763.9	321.9	-	-	375.31	-	-	194.35	-	-	
イ 停 留 所 数	所	-	1,075	-	-	491	1,259	-	-	-	-	1,474	714	-	-	745	-	-	405	-	-	
ウ 在 籍 車 両 数	両	-	462	-	-	308(うち乗合303)	818(うち乗合786)	-	-	-	-	1,014	810	-	-	492	-	-	87	-	-	
エ 料 金 体 系 〔適用年月日〕		-	対キロ区間制 ・「基準貨率」 38円10銭 (消費税5%込み) 0.1～2.0キロ 76円20銭 2.1～10.0キロ 38円10銭 10.1～20.0キロ 34円29銭 20.1～30.0キロ 30円48銭 30.1～ キロ 26円67銭 ・「最低運賃」 160円。ただし、一部 区域内については 120円(市内中心部の 一定区域)及び100円 (地下鉄東西線八木 山動物公園駅、薬師 堂駅、荒井駅周辺の 一定区域) 〔令和元年10月1日〕	-	-	均一制 現金:220円 ICカード:220円 ※川崎病院線 大人・小児ともに 100円 〔令和4年10月1日〕 ※たまプラーザ駅～ 向丘遊園駅南口路線 川崎市内 現金:220円 ICカード:220円 横浜市内 現金:220円 ICカード:220円 〔令和4年10月1日〕	(令和元年10月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:220円(税込) (1円単位) (平成26年4月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:216円(税込) (1円単位) (平成29年9月1日～平成26年3月31日) 210円(税込)	-	-	-	-	均一制210円 均一制 230円 〔平成8年9月1日〕 ※一部、競合する先行 事業者の運賃と調整し ている路線あり	-	-	均一制 210円 ※一部対キロ 区間制あり 〔平成26年4月1日〕	-	-	特殊区間制 〔令和元年10月1日〕 1区:190円 2区:230円 3区:270円 4区:300円 5区:330円 6区:360円 7区:390円 8区以上:7区から1区 増すごとに20円を 390円に加えた額	-	-		
オ 一 日 平 均	実働車両数 (貸 切 除 く)	両	-	392	-	-	263	627	-	-	-	-	899.9	687	-	-	433	-	-	64	-	-
	走行キロ(〃)	km	-	43,537	-	-	30,080	69,553	-	-	-	-	97,917	81,342	-	-	44,341	-	-	8,469	-	-
	乗車人員(〃)	人	-	92,741	-	-	119,442	304,521	-	-	-	-	301,571	332,939	-	-	154,107	-	-	10,657	-	-
	運 送 収 益	千円	-	17,469	-	-	21,023	52,176(税込)	-	-	-	-	40,930	59,128(税込)	-	-	23,522	-	-	2,097	-	-
各市注釈		-		-	-			-	-	-	-			-	-		-	-		-	-	

(注)
・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。
・オの一日平均は、令和5年度実績の数値

(2) 高速鉄道(地下鉄)

区 分	単 位	札 幌 市	仙 台 市	さいたま市	千葉市	川崎市	横 浜 市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋 市	京 都 市	大 阪 市	堺市	神 戸 市	岡 山 市	広島市	北九州市	福 岡 市	熊本市
ア 営 業 キ ロ	km	48.0	28.7	-	-	-	53.4	-	-	-	-	93.3	31.2	-	-	38.1	-	-	-	31.4	-
イ 駅 数	駅	49 (同名駅除くと46駅)	30	-	-	-	40	-	-	-	-	87	31	-	-	27	-	-	-	36	-
ウ 在 籍 車 両 数	両	368	144	-	-	-	302	-	-	-	-	782	222	-	-	214	-	-	-	228	-
エ 科 金 体 系 〔適用年月日〕		対キロ区間制 1区(3キロ以内) 210円 2区(3キロ超～7キロ) 250円 3区(7キロ超～11キロ) 290円 4区(11キロ超～15キロ) 330円 5区(15キロ超～19キロ) 360円 6区(19キロ超～21キロ) 380円 〔平成9年4月1日〕	対キロ区間制 最初の3キロまで 210円 3キロ超え～6キロまで 250円 6キロ超え～9キロまで 310円 9キロ超え～12キロまで 340円 12キロ超え～ 370円 ※仙台駅を中心とした 3駅までの区間内は 210円 〔平成8年6月1日〕	-	-	-	(令和元年10月1日～) ～3km 210円(きっぷ), 210円(IC) 3km超～7km 250円(きっぷ), 242円(IC) 7km超～11km 280円(きっぷ), 272円(IC) 11km超～15km 310円(きっぷ), 304円(IC) 15km超～19km 340円(きっぷ), 335円(IC) 19km超～23km 370円(きっぷ), 367円(IC) 23km超～27km 400円(きっぷ), 398円(IC) 27km超～31km 430円(きっぷ), 430円(IC) 31km超～35km 470円(きっぷ), 462円(IC) 35km超～39km 500円(きっぷ), 492円(IC) 39km超～43km 530円(きっぷ), 524円(IC) 43km超～45km 560円(きっぷ), 555円(IC) (きっぷ:10円単位、IC:1円単位…いずれも税込)	-	-	-	-	1区(3キロまで) 210円 2区(3キロを超え7キロまで) 240円 3区(7キロを超え11キロまで) 270円 4区(11キロを超え15キロまで) 310円 5区(15キロを超えるとき) 340円	対キロ区間制 ○3キロまで 220円 ○3キロ超から7キロまで 260円 ○7キロ超から11キロまで 290円 ○11キロ超から15キロまで 330円 ○15キロ超 360円 〔平成18年1月7日〕	-	-	○西神・山手線、海岸線:対キロ区間制 1区(3キロまで) 210円 2区(3～7キロ) 240円 3区(7～10キロ) 280円 4区(10～13キロ) 310円 5区(13～16キロ) 350円 6区(16～19キロ) 380円 7区(19～23キロ) 410円 8区(23～27キロ) 440円 9区(27キロ～) 470円 ○北神線:新神戸～谷上間の7.5km区間 280円 ※北神急行線の市営化に伴い、西神・山手線、海岸線とは別に北神線として運賃体系を設定 ※西神・山手線、海岸線と北神線を乗り継ぐ場合は、西神・山手線、海岸線の運賃を100円、北神線の運賃を110円割引 〔令和2年6月1日〕	-	-	-	対キロ区間制 1区 ～3キロまで 210円 2区 3キロを超え7キロまで 260円 3区 7キロを超え11キロまで 300円 4区 11キロを超え15キロまで 340円 5区 15キロを超え19キロまで 360円 6区 19キロを超え20キロまで 380円 〔平成9年6月1日〕	-
オ	実 働 車 両 数	両	283	105	-	-	256	-	-	-	-	628.9	243	-	-	185	-	-	-	177	-
一	走 行 キ ロ	km	92,384	32,175	-	-	97,113.6	-	-	-	-	181,516	55,620	-	-	61,421	-	-	-	53,925	-
日	乗 車 人 員	人	597,415	246,272	-	-	607,502	-	-	-	-	1,219,454	385,499	-	-	299,450	-	-	-	※ 482,037	-
平	運 送 収 益	千円	115,586	46,263	-	-	112,293(税込)	-	-	-	-	193,950	75,388(税込)	-	-	50,872	-	-	-	93,953	-
均																					
各市注釈																				福岡市:福岡市では「乗車人員」を「輸送人員」としている。	-

(注)

・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。

・オの一日平均は、令和5年度分実績の数値

26 消防

区分	(1) 火災件数 (令和5年中)	人口1万人当たりの出 火件数	(2) 消防車両保有数	(3) 消防水利総数	(4) 救急出動件数 (令和5年中)	(5) 搬送人員 (令和5年中)	(6) 救助出動件数 (令和5年中)	(7) 救急車保有数
単位	件	件	台	基	件	人	件	台
札幌市	385	2.0	116	18,771	119,957	99,782	1,948	35
仙台市	246	2.2	133	17,667	64,830	54,266	768	29
さいたま市	313	2.3	94	16,793	85,035	70,998	1,025	31
千葉市	262	2.6	112	※ 15,645	69,155	57,658	1,199	27
川崎市	390	2.5	105	25,814	87,591	71,110	1,850	30
横浜市	733	1.9	317	60,072	254,636	204,971	2,061	85
相模原市	150	2.1	66	10,277	43,696	35,890	792	※ 20
新潟市	172	2.2	※ 108	18,624	45,405	40,695	163	25
静岡市	188	2.2	115	※ 18,620	47,933	43,640	643	28
浜松市	168	2.1	84	18,550	43,868	38,487	253	24
名古屋市	550	2.4	222	44,938	155,776	137,309	2,507	49
京都市	220	1.6	172	21,523	103,059	86,143	1,317	34
大阪市	707	2.6	238	34,196	263,089	209,110	4,489	73
堺市	188	2.0	※ 109	※ 24,913	70,741	62,113	1,314	※ 26
神戸市	392	2.6	130	33,914	99,683	83,231	2,814	34
岡山市	※ 165	2.3	72	5,802	36,227	33,049	252	21
広島市	※ 227	※ 1.9	※ 141	※ 33,739	※ 68,692	※ 56,640	※ 1,000	※ 40
北九州市	197	2.2	115	25,284	63,061	56,043	459	23
福岡市	283	※ 1.8	82	21,376	100,007	85,389	3,114	34
熊本市	※ 183	2.4	87	18,577	45,926	40,032	371	27
各市注釈	岡山市:消防事務受託市町村を含む数値。 広島市:消防事務受託市町村を除いた数値。 熊本市:消防事務受託市町村を含む数値。 広島市:左記に同じ 福岡市:人口は、令和5年3月末時点「福岡市登録人口」による。 新潟市:ポンプ46、工作9、指揮8、はしご6、化学6、特殊30、3点セット3計108 堺市:消防事務委託市分を含む数値 広島市:消防事務委託市分を含む数値 広島市:消防事務委託市分を含む数値。 千葉市:消防水利数は、市街地及び準市街地以外の地域に設置されている消防水利の数を含む。 静岡市:消防事務委託市町分を含む数値。 堺市:左記に同じ 広島市:消防事務委託市町分を含む数値。消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。 広島市:消防事務委託市町分を除いた数値。 広島市:左記に同じ 広島市:左記に同じ 相模原市:日勤救急隊含む 堺市:(2)に同じ 広島市:消防事務委託市町分を含む数値。							

(注)

- ・(2)消防車両保有数は、消防ポンプ車、救助工作車、指揮車、はしご自動車、化学消防車、特殊車を含み、非常用消防自動車を除いた数値
- ・(3)消防水利総数は、消火栓・防火水槽その他の水利の総数
- ・(6)救助出動件数は、火災事案も含む数値
- ・(7)保有数は、非常用救急自動車を除いた数値